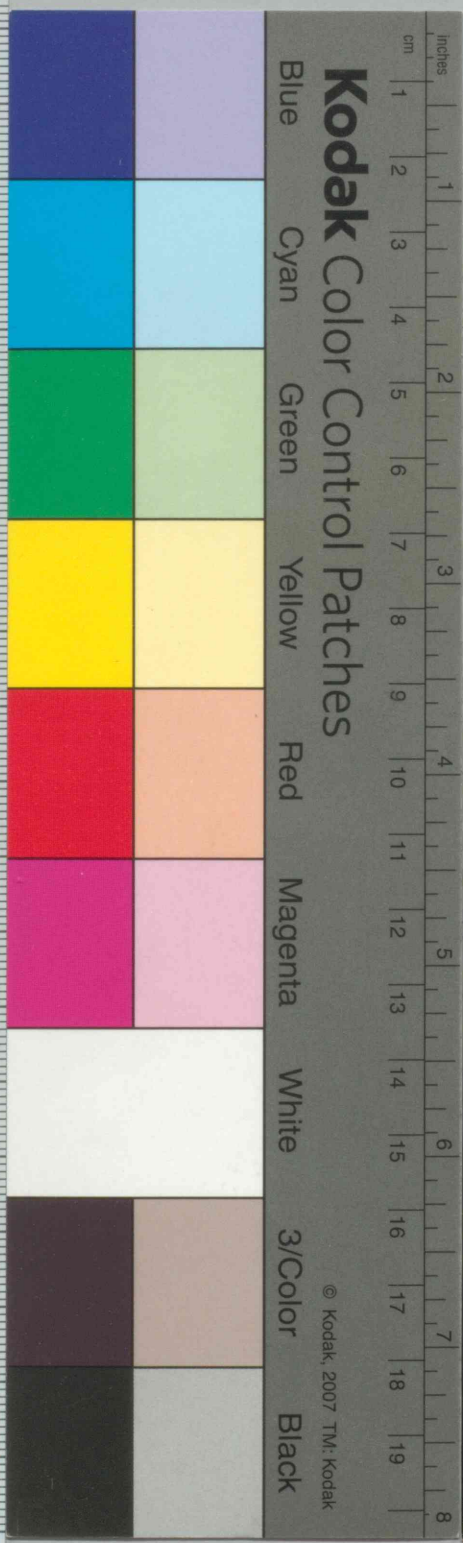


訂新
家事教程

星 常子
中島 志子
共著
下

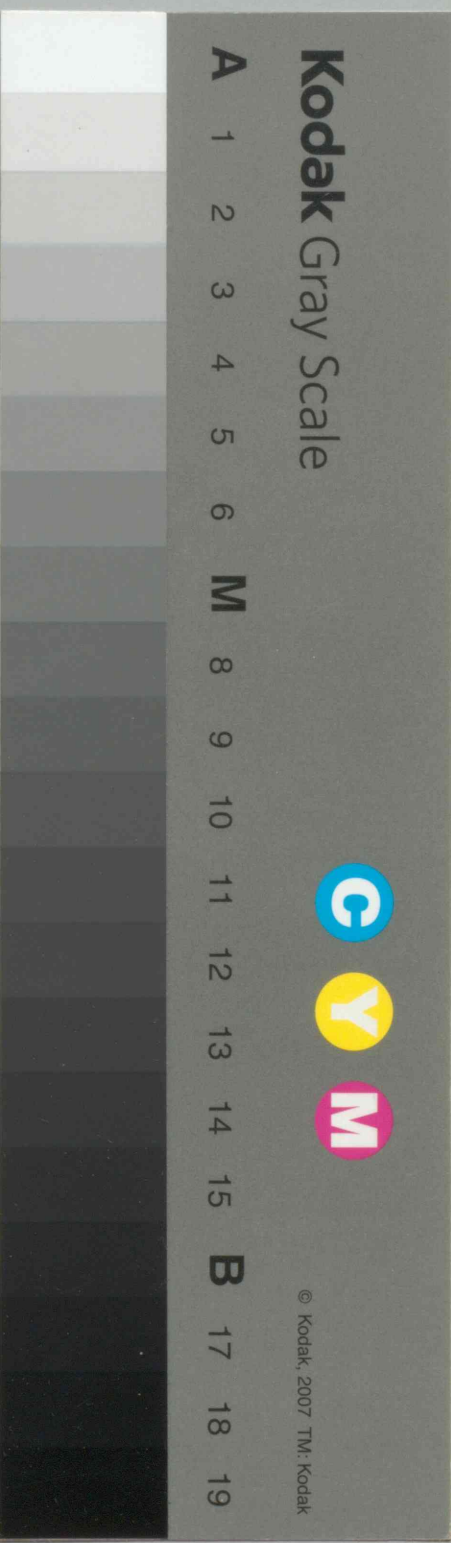
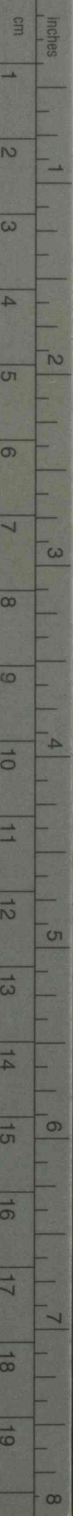
記号 雜書
番 冊 2
一部 部

590
11
2



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

41224
教科書文庫
4
910
40-1904
25000
12299



明治三十七年二月一日
文部省檢定濟

星常子
中島與志子 共著

新訂家事教程

東京會社六盟館

新訂家事教程下卷目次

第二章 養老及育兒

第一節 養老

精神の保養

身體の保養

衣食住 運動 睡眠 入浴 疾病

第二節 育兒

衛生胎兒の保護 婦人の攝生 衣服 食物 住居

運動 入浴 睡眠 精神の安靜 產婆及び醫師の囑

托 出產の準備 初生兒の保護

產婦の攝生

產婦の衣食住 睡眠 便通 精神の安靜

分類
11号
2

廣師(男)登錄證號
第5712号
12799

和家
部冊數
二



新訂家事教程 目次

初生兒の攝生……………十九

 臍緒 入浴 初生兒の衣服 帽子と足袋 哺乳 睡
 眠 外出 便通

 哺 育……………二二三

 母乳 乳母の乳 牛乳 牛乳の選ひ方 煉乳 乳離

 齒牙の發生……………二二三

 離乳後の食物……………二三五

 衣 服……………二三六

 染色柄合 形狀大小裁縫

 居 住……………二三八

 入 浴……………二四一

 運 動……………二四二

 睡 眠……………二四四

 疾 病……………二四四

消化不良 驚口瘡 麻疹 天然痘 百日咳 チフテ
リヤ 痙攣 蛔虫 腦膜炎

第三節 教 育……………五一

教育の必要 教育の目的 教育者及び教育所の種類
徳性の涵養……………五三

模範 課事 命令と禁止 誘導 訓誡 賞罰

言語及動作……………五八

言語 動作

説 話……………六一

遊戯及玩具……………六二

遊戯 玩具 選び方 取扱方

保 育……………六六

修 學……………六七

監 督……………七〇

第三章 看護

心身の静養……………七三

慰愉 居室 衣服 食物 睡眠 尿管 入浴

薬 用……………八〇

内用法 水薬 散薬 丸薬

外用法 吸入法 灌腸法 罨法

病状観察及び介抱……………八三

體温 脈搏 呼吸 咳嗽 咯血吐血 瘧疾 外傷

傳染病の豫防及消毒……………八七

豫防の心得 消毒法及消毒薬

救急法……………九一

中毒 人事不省 窒息 溺没 凍死 火傷 創傷

止血法 防腐法 毒虫 眼中耳中 衄血

危篤者取扱……………九七

第四章 一家の整理及經濟

第一節 一家人の監督……………九八

習慣 勤勉 節儉 秩序 清潔

婢 僕……………百四

選び方 扱ひ方 職務の配當 給料

第二節 經濟及財産……………百九

經濟の要領

第三節 家計簿記……………百二十四

家計簿記の目的 効用 出納科目 帳簿の種類

新訂家事教程下卷目次終

新訂家事教程下卷

星 常子
中島よし子 共著

第二章 養老及育兒

第一節 養老

養老

老を養ふ道二つあり。精神を慰むると、身體を養ふと、これなり。父母漸く年を重ねて老年となるに及べば、元氣次第に衰へて樂しみも少なくなり、沈み勝ちとなるものなり。されば年少のものは、務めてその氣を引き立て、その心を樂ましめ、愉快に餘生を送らしめざるべからず。又、人老ゆれば、身體次第に衰弱し、種々の疾病にも犯され易

くなるものなり。この故に、務めて衰弱せず、疾病にかゝらぬやう奉養して、その天壽を全うせしめざるべからず。この精神の慰藉と身體の保養と相待ちて、始めてよく老者を養ふことを得るなり。

精神の保養

老人の精神を保養せんとすれば、

精神の保養
心を安んず

第一、その心を安ずるにあり。老者は、己れが身の行末久しからざるをも忘れて、若輩の爲に、その身持ち悪しからずや、立身出世し得んや、病にかゝることなからんやと、明晩心を痛ましむるものなり。されば、若き人々は、決してかゝる心配をかけぬやう、心せざるべからず。

心を樂しむ

第二、その心を樂ましむべし。老いては、身體自由ならざれば、業務に従ふこと能はず、自ら無聊に苦しむものなり。さ

ればとて、外出して氣をはらすと云ふことも、爲しかたければ、家のみこもりゐて、あらぬことに心慮を勞するを常とす。されば、室内に於て、何くれと無く樂をとる方法を設け、氣をまぎらすべし。

心に順ふ

第三、その心に順ふべし。老いて固陋とならぬは少なし。されど固陋なりと一向に退けんは、なか／＼に老を養ふ所以にあらず。又老いては、種々の我儘を云ひ出づるものなれど、それらも多くは逆はぬをよしとす。

敬愛すべし

第四、老者を敬愛すべし。老耄せるものを輕蔑するほど、罪深きことはあらず。必ず之を敬はざるべからず。されど敬して遠くるは、これまた老を慰むる所以にあらず。よく愛し親しみて懇切に取り扱ひ、さて何くれとなくその教を請はば、老者はいかに満足するならん。

身體の保養

衣食住

身體の保養

衣服の地質形状

衣服の地質も形状も、すべて衛生上の注意を先きにし、毛織又は木綿にて軽く、柔く、しかも煖き衣服をつくりて、與へざるべからず。

色、柄

染色、柄合なども、黒みて地味なるを用ふべきなれど、好みあらば派手なるも不可ならず。六十一歳に至れば、本卦返りとして、赤色のものを用ふる慣習も、世には無きにあらず。その他夜具蒲團等、すべて軽く煖く仕立てざるべからず。又洗濯、縫返しなどを、屢、注意し、所謂爺々むさき様のことあらしむべからず。

食物

食物はまづ滋養に富みたるものを選ぶこと、少壯の人の比にあらず。次には消化し易きものを選ぶべからず。第

衛生の害

隠居家

三には、その嗜好に適したるものを選ぶべし。故に食事も老人のは、別に獻立する必要あるなり。

又老人は、徒然のまゝ、茶を飲み過ぎし、間食すること、屢々なるものなり。これらは、わけて衛生に害あり。さればその心をそこねぬやう、誠めて止めしむべし。

住居をば別に建て、隠居家とすることは、便多からん。されど、敬愛の道を得たるものにあらずと云ふべきなり。かつ子孫のことを氣遣ふ老人の心にては、かく別居することを、いかに心もと無く思ふらんと思ひやらる。されば、居を同うして其の心を安慰せしむべしか。れば自ら無聊に苦しむことも無く、衛生にも適ふに至るべし。されど、長幼序なかるべからず。一家の喜憂を老者に分つは、却つて害あることもあれば、居室のみは別に設くるを可とす。居室の位置、構造は前

運動

にのべたれば、こゝには省く。
運動 老いては消化作用を始め、一般生活機能衰ふるものなり。故に、ことに運動するを可とす。されど筋骨こはくなり居れば、運動を嫌ふの傾き多きものなり。故に老人の好みに應じて花圃を作り、菜園を耕し、或は子供の守などを依頼して、適宜運動をなすやう仕向けざるべからず。或は又観花、納涼、賞月などにことよせて、戸外に逍遙せしむるも可なり。されど老人の筋骨は、一度破損せば、その治療覺束なきものなれば、務めて危険なる仕事につき、危険なる場所に臨ましむべからず。

睡眠の必要

睡眠 全身衰弱せる老者にありては、睡眠ほど必要なるは無し。されば、十分熟睡せしめて、その疲勞を醫せしむべし。されど老者は、多く熟睡し得ざるものなり。睡眠中をりく目

入浴

を覺し、所謂寢ざめがちのものなれば、殊に注意して、その夜具を新にし、煖かにし、周圍をば靜寂にし、眞に寢心よきやう心を用ふべきなり。

入浴 老人の皮膚は、吸收發散の作用ともに遲鈍なれば、度々入浴するに及ばず。されど、入浴は血液の循環を好良にし、又身體を温むるものなれば、をりくは入浴せしむべし。浴湯の温度は、ぬるきをよしとし、又永湯させぬをよしとす。

疾病

疾病 老人は、病にかゝり易く、又一旦かゝりたる後は、久しく全快せざるものなり。されば、まづ豫防に十分の注意を施すを可とす。即ち衣食住に注意し、又精神を勞せしめぬやう心がくべし。病は氣より求むとは、世上の定論なり。氣を丈夫にもち、常に愉快に暮したらんには、いつか病にかゝるをりのあるべき。さるに、老人は前にも述べし如く、氣のふさが

ちのものなれば、傍より引き立て、慰藉せざるべからず。さて又萬一病にかゝりたる上は、殊に看護に心を用ひ百方之を慰めて一日も早く快復するやう計らざるべからず。

第二節 育兒

育兒

凡そ、婦人の務として最も大なるものは、子女を生みて、これを健全なるものに育て上げ、善良なるものに教へ導くにあり。

日常の衛生

されど、日常の養生宜しきを得ざれば、子女を設くること能はざることあり。又よし之を設け得たりとも、薄弱なること多し。又育て方如何は子女の強弱に關し、殊に賢愚善惡に大關係を有するものなり。故に、たとひ妊娠中にあらずとも、日常の衛生に注意し、以て強壯なる子女を生産する準備をな

衛生

しかき、愈、妊娠するに及びては、よく胎兒を保護して、其の發育を十分ならしめ、分娩後は専ら之が保育に注意し、以て身體強壯に、智徳共にすぐれたる大人物を造り出だしてこそ、始めて婦人はその天職を完うしたるものと云ふべけれ。

衛生

凡そ身體強壯ならざれば、精神健全ならず。精神健全ならざれば、學びて智を得ることかたく、智を得て之を活用することかたし。されば、母たるものは一意専心に、其の子女を強壯ならしむる様心せざるべからず。

胎兒の保護

胎兒の保護

胎兒を保護するには、母體の健全なるを要す。何となれば、胎兒は母體の血液にて養はるゝものなればなり。然れども、人の體質は一朝一夕に改良すること能はざるものなれば、平

素の攝生は最も肝要なり。

婦人の攝生

衣服

衣服、妊娠中は特に狭き着物を窮屈に着るときは、胸と腹とは強く壓されて呼吸苦しく、肩にて息するに至り、又血液循環を悪くし、胎兒に害を及ぼすこと大なり。又妊娠五ヶ月に及べば、腹帯をすること、舊風なり。なれども其用布と用ひ方をあやまる時は、却て害あるとも益なきものなり。又胎兒の腹下部に垂るゝを引上ぐるは、もとより可なり。又婦人は平生より下半身を冷さざることを、必要なり。殊に妊娠中は、一層之に注意せざるべからず。其他衣服の條に述べし、注意は一々固く守るべきなり。

食物

食物、前に述べたる如く、胎兒は母體の血液にて養はるゝものなれば、母體の血液を純良ならしめすば、十分に胎兒を

住居

保護すること能はじ。然して其の血液の原料は實に食物なり。故に妊娠中は、殊に食物に注意せざるべからず。然のみならず、母體の體質の健否は、大に胎兒に影響するものなれば、平素より食物を選び食時を過たず、過食少食の弊なき様に務めざるべからず。妊娠既に三四ヶ月に至れば、徃々食品の好み變ることあれど、常に十分に、營養を遂ぐることを忘るべからず。又經水期並に妊娠中には、刺激性の飲食物を用ふれば、血行を亂し、神經を刺激する故、用ひざるを可とす。

住居、婦人は、兎角鬱ぎ勝のものなり。これ一は大に其の居所に關するものゝ如し。薄暗く狭く不潔なる室の一隅なる火鉢の傍に朝より夕まで坐して、爲すこともなくて居たらんには、男子とて用なき物思ひをなすならん。されば、風通しよく、あかるく、美しく、見るからに快活なる部屋に居たらん

には、氣も自ら引立ちて、鬱々たることなからん。故に、常に外出すること少き婦人の室には最も此等の點を考へ、成べく快豁なるやう構へざるべからず。これ婦人の住居に就て、第一に注意すべきことなり。殊に妊娠中は、平時よりも、神經過敏となるものなれば、一層この注意を要す。又前に述べたる如く、婦人は下半身を冷すことは、極めて不可なれば、板敷に坐するはよろしからず。妊娠に及びては、疊の上にも坐蒲團を用ふべきなり。その他、住居の章にて述べたることは、皆忘るべからざるなり。

運動

運動、運動の衛生上必要なるは、云ふに及ばず。美食しても運動少なき人は、顔色蒼白にして病人らしく、粗食しても勞働多き者は、顔色赤黒くして強壯なり。又運動をするときは、精神快豁を覺え、細事に心勞するの愚を學ばざるに至らん。

凡て閑居は、人をして思に沈ましめ、忙しき勞作は人をして快活ならしむ。この故に、將來胎兒を保護すべき婦人は、殊に運動をよくして精神を活潑にし、身體を強壯にする必要あり。されど經水期中並に妊娠中は平素よりは過劇にならぬ様注意して運動すべし。とはいへども全く運動を廢するは大害あることを忘るべからず。

入浴

入浴、皮膚はよく洗ひて、垢つかざる様にすべし。垢つくときは、皮膚の毛孔をふさぎ、排泄作用を妨ぐべし。殊に、妊娠中は病に罹り易きものなれば、常に清潔にして、風邪にかゝらぬ様にし、又産期近つかば一層其の度數を多くし、生兒が不潔に觸れざる様につとむべきなり。爪毛等も、皮膚と同しく清潔にすべきこと勿論なり。

睡眠

睡眠、勞働の後には、休息なかるべからず。身體も然り、精神

安静

も亦然り。休息の完全なるものは、睡眠に如くはなし。之は男女もとより異ならざれど、女子妊娠すれば精神過敏となり、疲勞すること多き故に、夜は十分に眠りて精神を休むべし。これがためには睡眠前は勿論、平素精神を過勞し、或は憤り、或は悲しむことなき様心掛くべし。

精神の安静、女子は男子に比して感情強く、細事にも氣を使ひ過ぎて、精神を疲らすものなり、これ甚だよろしからず。かくては、身體も弱り行くべし。殊に妊娠中は一層感動劇しく、氣分常に引立たざるものなれば、一層注意して精神を安静にし、求めて感情を起すことは避けんとつとめ、事に當りても愉快に心をやり、自分の體を丈夫にして胎兒を保護せざるべからず。

産婆と産科

産婆及び醫師の囑托 産婆と産科醫とは、分娩の時のみ

醫

必要なるにあらず。妊娠中に於ても、亦必要なり。殊に初産の人は、其の産の模様未だ知れざれば、醫者に依頼するを安全なりとす。さて又産婆たり、醫師たるものも、其の業に精通して、且つ經驗多きものに依頼すべし。

出産の準備

出産の準備 産室は普通病室の心得を以て選ぶべし、出産の用意は産婆と産科醫の指揮に従ふべけれど、其の用意すべき品物は、大略左の如し。小兒の衣服、夜具、襦袢、其他脱脂ガーゼ、産湯、盥便器、脱脂綿、油紙、胞衣入土器、消毒藥等なり。

生兒の保護

初生兒の保護 初めて此の世に生れ出でたる幼兒は、誠に薄弱なるものなり。即ち母の體內にあるときは、母の血液にて養はれて、自ら消化作用をなさず、又呼吸作用をなさず、諸種の生活作用未だ存せざりしに、今や世に生れ出で、種々の作用一時に起るを以て、其の働きに馴るゝ迄は、其の機

關に苦しみあり、容易に病氣になり易きこと勿論なり。若し、此の時期に順風に乗せずば、生涯病身とならん。即ち初生兒の時に、其の人の體質を造るものなれば、注意して之が十分なる發育を遂げしむべし。

産婦の攝生

初生兒は、母乳にて養はるゝを本則とす。然して乳汁は、健全なる體より出るものならざるべからず。されば母體を健全にするは、初生兒を保護する爲に必要なり。又様々の都合ありて其の兒を乳養せざるべからん。されども、其の兒の世話をするに、最も親切なるものは、母親なり。其の母親、健全ならざれば、初生兒の保護十分に行届きがたし。故に、初生兒を保護するには、第一、母親の肥立よくするにあり。母親は産後凡そ六週間を経ざれば、殆ど健康に復せざるべし。若し此時

産婦の攝生

に攝生を怠りて病氣に罹るときは、一生不治の病に苦められ、或は生命をも危くすることあるべし。今、左に特に注意すべき事項を掲げん。

産婦の衣食住

産婦の衣食住、産婦の衣食住は、妊娠中と同じけれども、特に注意すべき點のみにいへば、分娩の時用ひたる衣服は、更めざるべからず。然れども、早まりて體を動搖し、身體の恢復を妨げることあるべからず。又産後は一時臭氣ある汁の出るものなれば、其の後も、度々着更へるをよしとす。夜具も産後數日を経たる後は、取換へ、腹帯も取りかへて、ゆるく巻き置くべし。

食物

産後一兩日間は、食進まずとも、無理に食すべからず。唯少許の粥に生卵又は梅干食鹽少許をそへて用ふべし。それより、漸次半熟の卵、肉汁、其の他、白肉の刺身、豆腐等、滋養分に富み

居室

且つ消化よきものを選び、過食せざる様注意すべし。かくて一週間も経て、食慾次第に進まば、平生の食物に移り、澱粉質に富みたる、麥、溫飽なども時々食ふべし。乳の分泌を多くすべし。不消化なるもの、刺激性のものは、一切用ふべからず。産婦に恐るべき病は下痢に過ぐるは無ければなり。居室は、開豁にして廣く明るき室を選ぶべし。これ産婦の精神を壯快にし、又最も重んずべき清潔を保つことを得ればなり。

睡眠

睡眠、分娩後は、なるべく安靜にして、睡眠すべし。睡眠不足なれば、精神常に不快にて、或は發熱し、或は乳の分泌を妨ぐべし。又寝汗出てなば、覺めて、後、必ず更衣すべし。

便通

便通、こはよく注意して分娩後二三日も無きときは、醫師に托して通じを付くべし。然して七夜位迄は便所に往くは

精神の安靜

悪し。

精神の安靜、分娩後は、其の前よりも、一層精神を安靜にせざるべからず。故に、萬事に注意して神經刺激の原因となるものを避けしめ、自らもまたよく心を落付けて、何事にも頓着すべからず。精神不安なれば、身體の恢復を遅くするは勿論、これが爲に病氣を引起し、又乳の性質を悪くし、其の分泌を少くすべし。よろしく虚心平氣たるべし。

初生兒の攝生

初生兒の攝生

初生兒の脆弱なることは、恰も植物の萌芽の如し。されば、些細のことたりとも、皆、直に、その心身に影響すべし。然してその影響は只に幼時に止まらずして、その人の生涯に亘りて、運命を左右するの力あるものなれば、特に心を用ひて、之を取扱はざるべからず。

臍緒

臍緒 臍緒は、其の根本を堅く縛り、かくて三日乃至五日程を経れば、脱落するものなれど、十分乾く迄、其の處に消毒綿をあて、ゆるく繃帯しておくべし。臍の突出するを恐れて、堅くしむるは害あり。

産湯

入浴 出産後産湯を浴せしむるは勿論、其の後とても毎日入浴せしむべく、入浴の時間は、十分前後、其の温度は攝氏三十五度より三十八度を度とす。入浴後は、腋下股間顎下等に亞鉛華或は澱粉を撒布すべし。爛るゝことなし。

生兒の衣服

初生兒の衣服 軽くして温かなるを可とす。あまり重きに過ぐれば、手足を動かすこと能はず、血行順當ならず、又皮膚を薄弱にし、風邪にかゝり易くなりて、大に軀の發育を妨ぐべし。心すべきなり。

襁褓

初生兒は一時間中にも、幾度か便通あるものなれば、度々襁褓

襦を取り換ふべし。然して其の際、下半身を冷さざる様注意すべし。

帽子と足袋

帽子と足袋 帽子は、寒き時、外出するとき、暑くて日蔭を作る必要ある時の外は、不用なり。濫用すべからず。皮膚の蒸發を妨げ、害をなすべし。又之を作るには、軽く、軟く、通氣性あるものを用ふべし。

足袋

足袋も、毛糸などにて編み、膝の上に至る程の長さを度とすべし。

哺乳

哺乳 分娩後は直に哺乳するに及ばず、乳房膨脹し始むるに至りて初めて哺乳して可なり。

母乳の分泌遅きか、又母脚氣なるか、其他病氣たかゝりて居るときは、止を得ず、牛乳を用ふべし。其の用ひ方は、乳一に水三の割合に混合せるものを、十分沸騰し、乳糖或は砂糖少許

を加へて、少し甘味をつけ、之を體溫位に温めて、猪口に入れ脱脂ガーゼをたゝみて、其の中に入れ、其の一端を口にあてがふべし。哺乳の度数は、初生兒には一定すること能はず。初生兒は、乳を飲むことに慣れざれば、一度に十分飲むこと能はず。直に飢ゆるを以て、一週間位は度数をきめずに、度々與ふるを宜しとす。

睡眠の習慣

睡眠 初生兒は、哺乳入浴の外は、多く睡れり。そも睡眠は、身體の發育に必要なものにして、初生兒は凡そ十六時間の睡眠を要す。若し之より少きときは、身體薄弱なるか、或は病氣あるかなれば、醫に診察を乞ふべし。睡らするには成るべく床上に於てすべし。

外出

外出 生後凡そ五六日を経ば、天氣よく温かなる日には戸外に出て、新鮮なる空氣を呼吸せしめ、又適當なる日光に觸

便通

れしむべし。されど寒き日、風ある折などは、却て害あり。

便通 胎生兒の便は、出産後はじめて母乳を飲みたる後、自然に排泄せらるゝ者にして、其の色黒色なり。出生後三日間程は毎日四回程便通あり。尿は一時間に數回あるを常とす。三日程を経れば、胎便通じ終はりて、それより、黄色の便を通ず。最初の母乳は緩下劑の性質を有するを以て、胎便を下すには最も適當なり。母乳を用ふるを得ざる場合又は生兒薄弱にて排泄の力なき場合には、乳を與ふれども尙便通なきことあり。其の時は醫師の診断を乞ふべし。その後便通は、常に其の色に注意し、異狀あらば、直に醫の診断を乞ふべし。

哺育

初生兒にありては、唾液の分泌甚だ少く、胃は管状をなして消化作用極めて薄弱なり。されば、生齒前と生齒後とは、幼兒

哺育

母乳

の消化機の構造作用は、大に異なり。生齒前は唯乳汁を消化する力あるのみ。この故に幼兒を養ふに適せるものは、乳汁に優るものなし。而して乳汁に、母乳、他人の乳、牛乳及び煉乳等あり。今それらが得失を左に述べん。

母乳 嬰兒哺乳の間は、母乳を飲まするを最も良とす。

(一) 小兒を養ふに母乳を以てすること、動物自然の状態なり。されば、母乳はよくその兒の發育に伴うて、其の性質と分量とを變し行くものなり。これ母乳を與ふるの自然の法則にかなひたることを示すものにあらずや。

(二) 母乳を與ふことは、母體をも健全ならしむる効あり。

(三) 母親の愛情は、自ら抱きて我が乳を哺ましめ、朝夕其が愛しき容貌をながめ、其生育の状態を目前に見つゝありてこそ濃かなるべけれ。又幼兒の敬愛も、常に心地よく抱かれて

哺乳の方
法

甘き乳を與へられてこそ、深かるべけれ。されば、衛生の上よりも教育の上よりも、母乳を以て哺育すること然るべきに、世には母乳を與ふるを耻つる人なきにあらず、笑ふべく憐れむべきの至りなり。

哺乳の方法は、最も單簡なり。唯乳首を清く拭ふと、乳兒の口内の拭ふことゝを忘れず、又やゝ日を経るに及びては、其の度數を定むるとにあり、乳首及び口中を拭ふには、硼酸水に布片を浸したるを用ふべし。又哺乳の度數は、初七日間位は一定せずとも可なれど、其の後は三十分・一時間・一時半を隔てゝ與へ、漸く多量を一時に飲み得るに至りて、其の時間を延ばし、三週間位を経ば、二時間置位にし、それより後は、三時間置にすべし。これ母乳の分泌を十分にし、幼兒の胃腸を健全ならしむる爲に、必要なることなれば、其の度數を一定せ

哺乳を禁
合すべき場

むと勤むべし。又一週間後は、成るべく夜半に飲ませぬを良
とす。

生母の乳は、かくの如く佳良なれども、之を用ふべからざる
ことあり。それは乳の出の十分ならざるとき、又遺傳病あると
き、母體病にかゝりて乳質悪しき時、又は職業上の都合によ
りて哺乳し難きとき等なり。かゝるときは、止を得ず、他の方
法を取らざるべからず。即ち適當の乳母を雇ふか、或は牛乳
等にて養はざるべからず。

乳母の乳

乳母の乳 母乳に次で、哺育に適するは、乳母の乳なり。乳
母の乳も、亦乳兒を養ふ爲に、自然に分泌するものなればな
り。乳母を雇ふには、よく其の選擇に注意すべし。
(一) 其の身體及び乳汁の検査を醫師に托し、然る後採用すべ
し。

牛乳

- (二) 其の家に恐るべき遺傳病のあるかなきかを詳にすべし。
- (三) 乳母の分娩期同じきを最良とす。
- (四) 年齢は母親と同じ程かや、若きを可とす。
- (五) 性質、溫和、快豁、親切にして、清潔を好み、又風采、舉動等の野
卑ならぬを可とす。

牛乳 生母、虛弱なるか、疾病あるか、或は已むを得ざる事由
あるかによりて、自らその兒を乳養すること能はず。又適當
なる乳母を雇ふこと能はざる時は、人乳に代ふるに、牛羊等
の乳汁を以てす。

牛乳と人
乳との比
較

牛乳と人乳との比較、牛乳は人乳に比して濃厚なり。又成
分中乳糖の分量少し。これらは或は水を加へて稀薄となし
乳糖或は砂糖を加へて甘味を帶ばしむるを得。されど人乳
は消化し易けれど、牛乳はこの點に於て遙に劣れり。

牛乳の選
ひ方

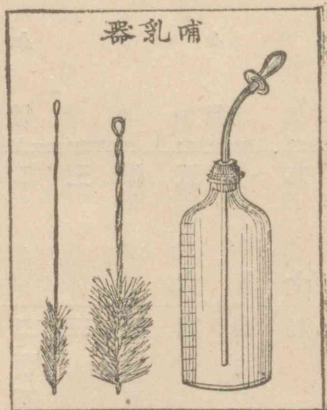
牛乳の選ひ方、坊間ひさぐ所の牛乳中には、まゝ他物を混
ずることあり。又腐敗に近きもの、病牛より搾りたるものな
どあり。されば之を求めんには、成るべく信用ある家よりす
るを安全なりとす。

牛乳の用
法

(一) まづ水を加へて稀薄となし、次に乳糖或は砂糖を加へて
甘味を多からしむべし。然してその混加の割合は生兒の發
育に伴ひて變せざるべからず。
(二) 牛乳は極めて腐敗し易きものなれば、その殺菌を十分に
せざるべからず。これが爲には凡そ二十分間沸騰せしめ(煮
え上りて後ち少くとも五分間)外氣に觸れぬ様に貯へ置く
べし。

(三) 人乳は適當なる溫度を有すれど、牛乳は然らず。用ふる毎
に必ず温むべし。其の溫度は人乳と同様たるべし。

(四) 牛乳を蓄ふる壺の清潔を保つは勿論、直接哺乳に用ゐる
器械もたえず清潔ならしめざるべからず。哺乳に用ゐる器



械は上圖の如き壺とはけとな
り。壺に度を割してあらざれば、
別に割度盃を供へざるべから
ず。又「ゴム」管は長きに過ぎず、乳
頭の穴も大ならず小ならざる
を可とす。「ゴム」管柔かとなれば

直ちに取換ふべし。

これらの器械は清く洗ひ、熱湯を通じて消毒すべし。今使ひ
居たるなればさまではなど思ひて、洗淨を怠るべからず。
(五) 一旦用ゐたる牛乳尙壺中に残りたらば、必ず之をすつべ
し。をしと思ひて之を再び飲ましめなば、恐るべき結果を見

るの悔あるべし。

一歳未満の嬰兒の食量 (三宅秀著家事衛生による)

月	週	牛乳量	添加液量	全量	量度	回数
一ヶ月	半	百五十瓦	二百五十瓦	四百瓦	八	五十瓦
二ヶ月	一	二百五十瓦	二百五十瓦	五百瓦	八	五十瓦
三ヶ月	二	三百五十瓦	三百五十瓦	六百瓦	八	六十瓦
四ヶ月	三	四百五十瓦	三百五十瓦	八百瓦	八	七十瓦
五ヶ月	四	五百瓦	四百瓦	九百瓦	七	八十瓦
六ヶ月	五	五百五十瓦	四百瓦	九百五十瓦	七	八十瓦
七ヶ月	六	六百瓦	四百瓦	一千瓦	七	八十瓦
八ヶ月	七	六百五十瓦	四百瓦	一千零五十瓦	七	八十瓦
九ヶ月	八	六百五十瓦	四百瓦	一千零五十瓦	七	八十瓦
十ヶ月	九	六百五十瓦	四百瓦	一千零五十瓦	七	八十瓦
十一月	十	六百五十瓦	四百瓦	一千零五十瓦	七	八十瓦
十二月	十一	六百五十瓦	四百瓦	一千零五十瓦	七	八十瓦

煉乳

煉乳(コンデンスミルク) 生牛乳に次ぎて用ゐらるゝは煉乳なり。煉乳には品質の悪しきもの多く、之を用ふるため、小兒の顔、口邊に腫物を生ぜしめ、腸胃を害し、吐乳、下痢、便秘を起すことまゝあり。つとめてその品質を選はざるべからず。

月	週	牛乳量	添加液量	全量	量度	回数
五月	十七	七百五十瓦	二百五十瓦	一千瓦	六	百六十六
六月	十八	八百瓦	二百瓦	一千瓦	六	百六十六
七月	十九	八百五十瓦	二百瓦	一千零五十瓦	六	百六十六
八月	二十	九百瓦	二百瓦	一千零五十瓦	六	百六十六
九月	二十一	九百五十瓦	二百瓦	一千零五十瓦	六	百六十六
十月	二十二	一千瓦	二百瓦	一千零五十瓦	六	百六十六
十一月	二十三	一千零五十瓦	二百瓦	一千零五十瓦	六	百六十六
十二月	二十四	一千零五十瓦	二百瓦	一千零五十瓦	六	百六十六

薄め方

煉乳には砂糖を多量に混じたれば、自ら消化しがたし。さればその薄め方に、注意せざるべからず。その薄め方は、始め三ヶ月間は廿二倍、後八ヶ月迄は十八倍、以後は十二倍となすを可とす。濃からんよりは、寧ろ薄きを可とす。六ヶ月後に粥汁を混ずるも可なり。煉乳は、白色なるを良とす。黄色にして凝固し、悪臭あるは不可なり。

乳離

乳離 生後七八月に及べば、齒生えそめ、唾液の分泌、その量を加ふ。これ固形の食物を取らんの用意なり。されば、生齒七八枚に及ばゞ追、離乳の準備を爲し、乳と他の食物とを交互に與ふべし。されど早きに過ぐれば、消化機を害すべし。かゝる憂なき様、よき程にせざるべからず、即ち從來液脈の食物のみを採りゐたる胃腸なれば、俄に固形の食物は害あり。ま

期
齒牙の發生

づ粥葛湯又、半熟の鶏卵などを與へて然るべし。されど久しく流動物のみを與へ居たらんには、胃腸の強壯となる期なかるべし。故に日を経るに従ひて固形物に移るべし。又追、乳の分量を減じて他の食物の量をまし、生後凡そ二十ヶ月にも至らば、離乳して可なり。されど、離乳は極めて注意せざるべからざることにして、これが爲に或は疾病にかゝらせ、或は虚弱なる子女と化せしめたることは、往々聞く所なり。

齒牙の發生

兒女生れて、七八ヶ月を経れば、齒牙、漸く、發生し始むべし。その順序を云へば、

- 第一組 下顎の切齒二枚 生後六ヶ月—九ヶ月
- 第二組 上顎の切齒四枚 同 八ヶ月—十二ヶ月
- 第三組 上下顎の小白齒各二枚 同 十二ヶ月—十六ヶ月

第四組 上下顎の犬齒四枚 同十八ヶ月—廿四ヶ月
 第五組 上下顎の大臼齒四枚 同三十ヶ月—卅六ヶ月
 この五組二十枚の齒を乳齒と名づく。この乳齒は六七歳の頃に至れば、漸次脱け落ちて、新に食齒(又永齒)を生ず。

乳齒の排列
 白 白 犬 門 門

發齒の徵候

この時期には、生兒は眼瞼頬を赤くし、逆上の模様あり、睡眠中愕然として目をさまし、物を嚙みなどしてむつがり甚だ穩かならず。又皮膚には腫物を生じ、下痢を起すことあり。かの恐るべき腦膜炎も、この期に發し易く、又時々發熱することあり。さればことに心を用ひて手當をし、皮膚を清淨なら

離乳後の食物

しめ、食物を精選し、又身體を安靜に保ち、神經の刺戟をさくへし。然して尙異状もあらば、直に醫に請ひて治療を受くべし。

離乳後の食物

生後凡そ二十ヶ月を経て、齒生え揃ひてよりは、口中の状態一變し、咀嚼力も増し、消化液の分泌も、漸く盛となるものなれば、米飯、肉類、野菜などを與ふべし。さて、その後、いよゝ成長するに及びては、營養上不可なき限りに於て、廣く種々の食物に慣れしめ、小兒をして飲食に好惡を云はしめざるやう注意すべきなり。されど齒生え揃ひたりとはいへ、大人のに比しては、數も少く、質も堅牢ならず、又胃腸も甚だ薄弱なるものなれば、消化し易きものを選ぶをよしとす。刺戟性の飲食物或は度に過ぎたるものはよろしからず。

小兒の食量

凡て、小兒は身體の活動激しく新陳代謝速かなれば、飲食物を要すること多量なり。されど暴飲過食し、或は量を定めずして飲食し、もしくは、濫りに間食するはよろしからず。

衣服

衣服の地質

衣服の地質、衛生上の注意を先にして、修飾上の注意を後にせざるべからず。されば、木綿、モスリン、フランネル等を用ひ、絹布麻布を避くべし。然し女兒は男兒と多少趣きを異にし居れば、外出服だけは、身分相應に優美なるを選ぶべきなり。さて優美なりと云ふは、必ずしも高價なりと云ふにはあらず。その染色柄合の卑しく見苦からぬを云ふなり。

染色柄合

染色柄合、染色は有毒の色素を含まぬを選ぶこと專一なり。男兒のは、その色黒みたる方よく似合ひ、柄合も活潑に見ゆるを選ぶべし。女兒のは、その色も華美に、その柄合も優美

衣服の形状

なるを選ぶべし。これらのこと、凡て前編衣服の條に於て詳説せり。

形状、大小、裁縫、小兒漸く成長して四肢の運動も自由となり、匍匐し得らるゝに至れば、衣服の下部を汚すこと屢なるべし。されどその都度、衣服を着換へしむる時は、手数のかゝるのみならず、冬は風邪に犯さるゝ恐れあり。されば全然着換へずして、下部のみを取換ふる工夫を凝さざるべからず。かくて、下部のだけをいく枚となく作り置きて、汚るゝに従ひ、之を改むれば、眞に便多からん。

小兒の衣服は、すべて筒袖を可とす。然して、袖寛かに、八ッ口は縫ひ閉ぢざる方可なり。又肩揚、腰揚も無きをよしとす。何れも窮屈なり。腰揚は晴着の外は、男服の如く中揚をよしとす。紐は胸部につけず、腹部につくべし。

縫裁

初生兒より三歳位までは、一ツ身を用ひ、三歳には三ツ身を用ふるが常なれど、三ツ身の身巾は、一ツ身と大差なく、直ちに用ひられざるに至るべければ、三ツ身を作らずに、すぐ四ツ身を作る方經濟なり。四ツ身と一ツ身との間に、一ツ身の半巾襪を作れば、身巾も廣くなりてよし。四ツ身は十二・三歳まで用ひらる。その後、前衿裁又は本裁を用ふべし。

すべて兒女の服は、成るべく廣く寛かに仕立つべし。故に襪を附くる時、衿を附くる時は大人服を仕立つる時とは異りて、種々なる變形を爲すべし。四ツ身衣服は襪を空縫になせども、こは無用のことなり。縫はずにおかば地もいためず、手數もかゝらず、巾も廣くなりて、甚だ可ならずや。帯は女兒とても成るべくは、兵兒帶を用ひしむること可なり。

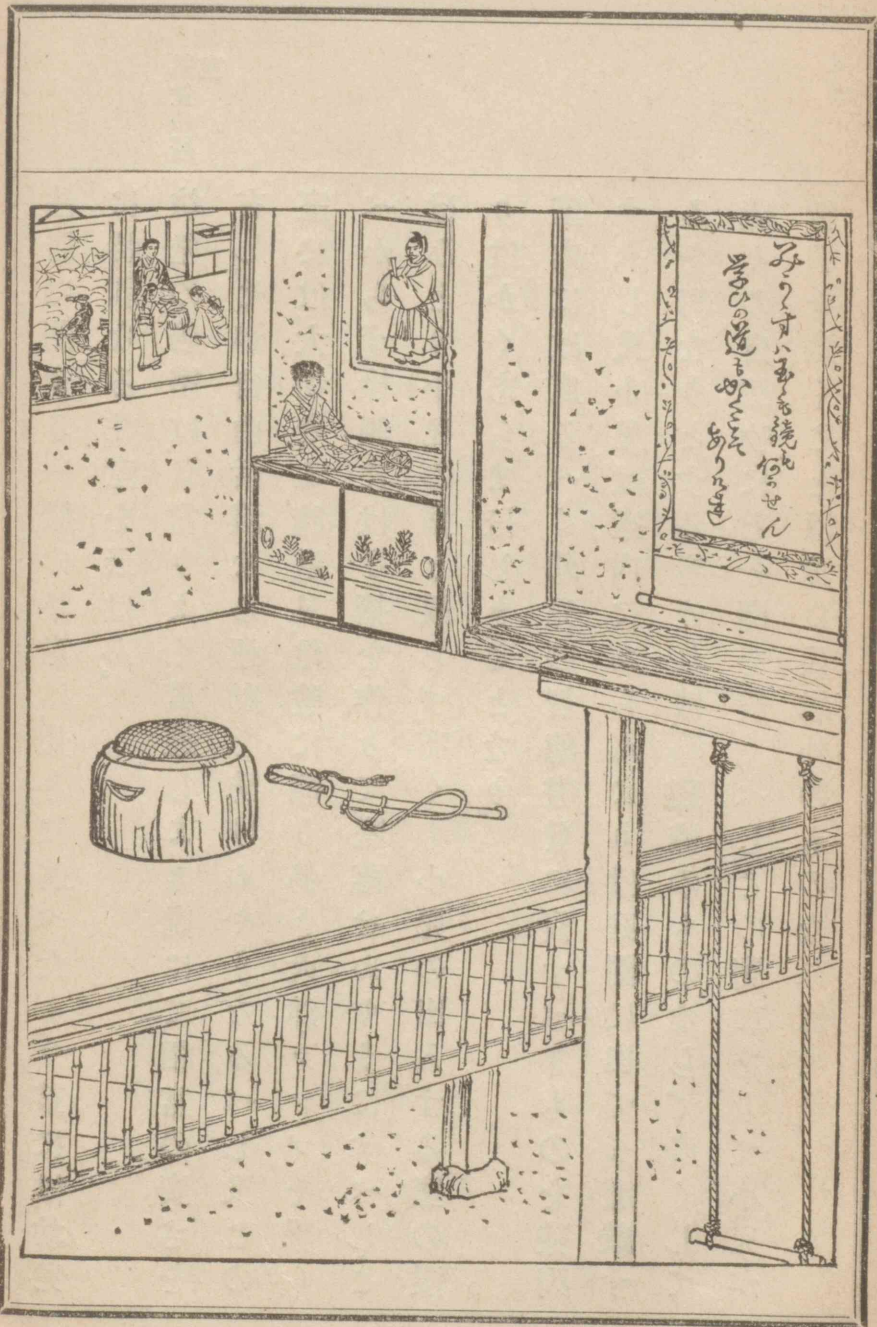
居住

兒童の居室

住居に關する一般の注意は、先きに述べたり。今茲には幼兒に特別なる注意を云はん。

幼兒の居室は、日當りよく、風通しよき處にて、相當の廣さを有し、そが自由活潑なる運動を防げぬやうなるべし。又この室には、大切なる諸道具、危険に陥り易き火鉢・ランプを置くべからず。椽側には手摺を作りて、墜落せぬやうにすべし。こは、ひとり小兒の室と限らず、苟くも小兒の出入する室の限りは、かくあらまほしきことなり。

室内には成るべく幼兒の智徳啓發に資すべきものを陳列すべし。又小兒は室内にあらんよりは、庭園に出て、遊戯するを可なりとする者なれば、箱庭様のものならで、廣くして様々の自然物にとむ園を設くべし。この間にありて小兒が智徳を磨くことは、實に豫想外のものなればなり。



入浴

入浴

幼兒は種々なる遊戯をなすものなれば、その際、自ら手足を汚し顔を汚すものなり。然のみならず、新陳代謝急速なれば、汗、脂肪、表皮の脱落等の爲に皮膚の不潔となること速かなり。この故に、屢、手足を拭はせ、又入浴せしめざるべからず。入浴を怠るときは、不潔物、皮膚の氣孔を塞ぎて、感冒にかゝることあるべし。

入浴の時間

さて、又入浴の時間は、凡そ十五分なるを可とす。温度は熱きに過ぐべからず。入浴の際は、頭髮より爪に至るまで、すべてよく洗ふべし。石鹼は加里石鹼を最良とす。浴し終りては、燥ける布にてよく拭ひ、着物をきせ、寒風に觸れしむべからず。風邪にかゝる恐れあればなり。さて後、頭髮を梳ること、男女とも變るべからず。毛根を刺戟し、ふけを去るの功あるもの

なり。
入浴せしめざる時も、朝には口中を掃除し、手顔を洗ひ、頭髮を梳らしめ、夕方には必ず顔面手足を清潔に洗はしむべし。
運動

運動

小兒筋骨の發育をよくせんと思はゞ、十分なる運動をなさしめざるべからず。常に室内にのみありて運動することなからんには、皮膚蒼白となり、筋骨軟弱となり、到底完全なる發育を見ること能はざらん。

兒生れて二週間を経れば、最も温き日に外に出て、新鮮なる大氣にふれしむべし。もし、當時の季候寒冷に過ぎば、六七日の後、天候壯快なる折を選び、二三十分間外出せしむべし。されど、温き室より俄かに寒き外氣にふれしむることなれば、爲に風邪に犯さるゝことなしと云ふべからず、その他、生

兒を抱きて動かし、又搖するなども、急劇なるは、身體に害ありと知るべし。

既に這ふほどにも至れば、危険なる物品を片付け、椽側などの危き場所をさげざるべからず。尋て起立することを習ひ、一年も経過すれば歩むことを始む。この際、無理に手を取りて起たしめ、歩ましむるが如きは、或は骨格を屈曲せしめ、或は損傷せしむる恐れ無しと云ふべからず。惣して小兒は漸次發育を遂ぐるものなれば、取り急きたるは害あるべし。尤も四五歳頃にもなりては、男女の別なく少しの寒暑には意をとめず、風に吹かれ、日に曝され、雨にうたれつゝ、新鮮なる外氣中を恣に馳せ廻り、活潑なる運動を多くするを可とす。かゝれば、自ら消化機も呼吸器も、その作用を盛にし、血行よく、筋肉太まり、皮膚また強くなり、身體完全に發育し、知徳圓

睡眠の必要

満に發達せん。

睡眠

睡眠は完全なる休息なり。身體の發育十分ならず、精神の發達不完全なる兒童は、この睡眠を貪ぶること甚しからず。これ、その天性の然らしむる所なり。故に成るべく熟睡せしめざるべからず。これが爲には附近を靜肅にし、蒲團、覆物、襯衣の類を柔かく軽くし、枕を低く柔かにすべし。

睡眠の時間

睡眠の時間は、二三歳の頃には、十三四時間、七八歳の頃には十時間乃至十二時間を度とすべし。

疾病

小兒は、自らその病氣の容態を告ぐることに能はざるものなれば、母たるもの、その傍にありてたえずその便通、食慾、睡眠、體溫等に異状なきか否かを察せざるべからず。小兒の病は

疾病

その經過、大人に比して、甚だ速かなるものなれば、少しのことにて手後れとなり、後悔すること多かるべし。されば、多少の異常にかゝはらず、醫に謀るを安全なりとす。

醫師は經驗學識ある小兒科専門醫を選びて依頼し置き、平素その子の體質等を熟知せしむべし。疾病にかゝりたるるときに、便多かるべし。

今左に小兒のかゝり易き疾病の原因、病狀、經過等を略説すべし。

消化不良

消化不良 この病にかゝりたる時は、或は乳を吐き、或は下痢し、その他安眠し得ざる等の徴候あり。これ、多くは哺乳の量又は食物の量、多きに過ぎたるによるか、乳質、食物質不良なりしか、或は食器、哺乳器等の掃除十分ならざりしか、等によりて起るものなり、この病は餘病を引き起し易く、又最

驚口瘡

も多く死亡の原因となるものなれば、わけて注意あるべし。驚口瘡 哺乳兒に發する病なり。初め舌の上面に白點の苔を生じ、漸く増加して、齒根及び唇に及び、咽喉部に達し、哺乳を妨ぐるに至る。これ、多くは乳首又は乳の壘を清潔にせざりしと、口中の掃除行き届かざりしとによるものなり。この病にかゝりたるときは、速に醫の治療を乞ふべし。

麻疹

麻疹 これはありなれたる流行病にして、さほど恐るゝに足らねども、まゝ餘病を發することあれば忽にすべからず。その徵候は發熱し、顔面紅潮を呈し、遂に發疹すべし。この病にかゝりたる時は、室内を一定の溫度に保ち、痂皮の全く脱落するまで、こゝに起臥せしめ、全快後も三四週間外出せざる注意あるべし。

天然痘

天然痘 この病は傳染性を有し、かつこれにかゝるときは、

經過

或は死亡し或は不具となるを免れず。されば必ず種痘を施して、これが豫防を計らざるべからず。即ち小兒生れて五六月に至らば、必ず種痘をなすべし。さてその後とても、毎年之を施すを安全なりとす。

種痘の經過を見るに、之を施して後、三日をふれば、針にて刺したる所、紅色を帯びて腫れ上り、四五日目には圓き腫物となるべし。このもの漸く大きくなりて、七八日目には一種の液その中に溜る、この液は後に黄色濃と化するなり。十日を經れば腕に微痛を感じ、引張るの感を起し、切りに痛を覺ゆべし。これ發熱あればなり。さて十二日目となれば、痂となり始め、後五六日を経れば、痂は薄紅色の痕をのこして脱落すべし。

注意

種痘の後八日間は、入浴せしむべからず。腰湯をつかはする

は可なり。衣服は殊に清潔にして、且つ地合あらく、痘胞を刺戟する處あるものを用ふべからず。食物は消化し易きものを與ふべし。痘胞は大切にして、搔きやぶり、又痂蓋を剝ぐべからず。種痘後は殊に風邪にかゝらぬやう心すべし。又餘病を發するの徴候あらば、醫に謀るべし。

百日咳

百日咳 専ら小兒を襲ふ病にして呼吸せはしく、咳嗽はげしく、又嘔吐を催し、夜間も安眠することを得て、いかにも苦しむ病なり。然してやゝもすれば、窒息に陥り、肺炎を併發し、爲に死に至ることまゝあり。又この病は感染すること速かなれば、患者をば嚴に離隔するを可とす。又それが使用せし物品は、十分消毒すべし。

デフテリヤ

デフテリヤ この病は、最も急性のものにして、恐るべき小兒病なり。その徴候は、咽頭に疼痛を覺え、或は發熱し、咳嗽

はげしきにあり、而してその確證とも云ふべきは、咽喉に白點の發生することなり、この病は恐るべきものなれど、近時は血清の注射によりて、十が十まで全治せしむるなれば、ただ手遅れにならぬやう、醫に謀れば可なり。又この病は、もと傳染性のものなれば、他人に離隔し、その使用物は消毒を施さざるべからず。

痙攣

痙攣 この病は、不意に眼球を引き上げ、或は握拳をなし、又顔面蒼白を呈し、失神するものなり。而して主に劇しき驚愕、或は發熱又は消化不良に原因して發するものなり。されば、その際は頭部に冷罨法を施し、靜に平臥せしむべし。この病の發し易き小兒にありては、飲食を節せしめ、風邪に犯かさぬやう心かけ、精神を過度に刺戟せざるやう注意すべきなり。

蛔虫

蛔虫 この虫は、まゝ小兒の腸内に發生す。頭痛發熱、嘔吐、食氣減退等の徵候あり。その原因は、不潔物と共に蛔虫の卵の口中に入るによる。されば不潔物を弄ぶことを止むるは勿論、日常よく手足を洗はしむべし。之を驅除するには、サントニイ子散を服用せしめて可なり。されど、この薬は、過用すれば腦を害すべければ、その注意あるべし。又毎月一回宛之を服用せしめ置くときは、たとひこの卵腹中に入りても、直に下されて害をなすこと無きなり。

腦膜炎

腦膜炎 小兒に恐るべき病は、腦膜炎にこえたるはあらず。且つこの病は治療殆ど覺束なく、萬一癒ゆることありとも、多くは痴鈍となり終るなり。その原因は、乳質の不良、消化不良等なり。その徵候は、はげしき痙攣を起し、時々引きつけ、全身いたく疲勞するにあり。その経過も甚だ速かなり。良醫に

計る外、方法をなし。

第三節 教育

教育の必要

教育の必要 鳥獸の類は、生れながらにして自ら啄み自ら食ふの能を有し、出産後若干もなくして、獨立生活を営み得るなり。又彼れらには、社會と云ふほどのもの無ければ、他の爲に盡すべき義務守るべき道德もあらざるなり。ざるに人類に於ては然らず。人生れて二十年。その間、獨立すること能はず。偏に父母に依頼して生を遂げざるべからず。又人類社會は、實に複雑なれば、その間に處して、よく義務を怠らず、道德に缺けざること、容易なることにあらず。この二點、實に教育を必要とする所以なり。

目的

教育の目的 されば、教育の目的は、獨立生活を營むに不

種類

足無きだけの智能を授け、社會の一員として缺くるところ無きだけの徳性を涵養するにあり。

教育者及び教育所の種類 さて、又兒童を教育するものには、父母及びその他の家族あり。學校の教師あり。教會寺院の牧師僧侶あり。社會の人々あり。されど、その兒童教育の必要を感ずること、強きものは父母家族に及ぶものなく、又絶えず兒童の傍にありて、感化を與ふべき場合の多きこと。父母家族に及ぶもの無かるべし。特に幼少の時を然りとす。まこと、矯めるなら若木のうちの言に違はず、かゝる幼時の教育が、その人の生涯に通じて、最も大影響を與ふるものなれば、さてこそ家庭教育はあらゆる教育の基本なりとも云はるゝなれ。されば、母親となり主婦となり、これら教育の任に當るものは、深く思をこゝに致さるべからず。今注意す

べき事項を左に略記せん。

一、徳性の涵養

徳性の涵養
意義

兒童は未だ成人ならず、故に盡すべき義務も守るべき道徳も、大人の如くにはあらず。されど、後半これをなし遂げ得る資格を養ふことは、この時より既に必要なるなり。これを徳性の涵養とす。

母親

模範 兒童は、一舉一動皆大人を模倣するものなれば、兩親の一言一行は皆彼れ等に偉大なる感化を與ふるなり。特に母親は食するにも寝ぬるにも、其の側を離れず、或は膝に或は懷に抱けること多きをもて、彼れ等がその言語舉動を見習ふことも多ければ、模範の力最も著しといふべし。模範示例は、たゞに之に止まらず、家庭の状態も亦感化を與ふること、大なるものなり。されば、若し家庭に風波あり、平和を保ち

家風

隣家

難き事あらば、小き腦裏にもこれを刻み、愉快なるべく無頓着なるべき幼兒をして、不愉快或は恐懼の念を生ぜしめ、誹謗罵詈、怨恨猜忌等の心情を養はしむるに至るべし。もし又一家團欒の樂を保ち、毫も風波のおこらざる家内にありては、兒童は自ら快活となり、寛宏、從順、同情等の諸徳性を發揚せしむべし。家風の注意すべきこと、以て知るべきなり。兩親家族に模範の資格あり。家庭また和合すとも、吾が家の周圍に良からざる習慣の人々住居せば、兒童はこれを模倣するが故に、家内に於て萬事に注意せる苦心も、水泡に歸すべし。これ孟母が三遷の教ありしゆゑなり。次に注意すべきは朋友なり。人は善惡の友によると、古語に云へるは當れり。惡しき友と交らしめて、その惡に倣ふなかれと責むるが如きは、甚だ無理なる處置と云はざるべからず。

朋友

課事

ず。

課事 古語に曰はく、小人閑居すれば不善を爲すと。兒童は實に小人なり。もし閑居して無聊に苦しまば、爲さざる所なけん。されば何事にても仕事を當てがひて、惡事に近かしめざるやうすべきなり。仕事は有益なる遊戯にても可なり、又容易きことにて、父母の手助けとなることにてても可なり、兒童は、かゝる遊戯、かゝる仕事の間、に於て、後年生業に従ふ時の豫習をなし、又勤勉、耐忍等の良習慣を養ふものなり。

命令と禁止

命令と禁止 兒童の智徳未だ發達せず、是非善惡を判別すること能はず、又之を決行すること能はざる時にありては、命令と禁止とは、徳性涵養上、主要なる方便なり。命令禁止に就いて、注意すべき事項、左の如し。

注意

(一) 命令禁止は、道德心養成の目的を有せざるべからず。

誘導

- (二) 命令禁止は、兒童の實行し得らるゝものたるべし。又時々前後矛盾したる命令禁止をなすは、大に不可なり。
- (三) 命令禁止は、事由なくして取り消すべからず。又同事情の下に於ては、何時たりと何人なりとを問はず、常に一樣たらざるべからず。
- (四) 命令禁止は、多からざるを可とす。

すかし
おどし

訓誡

誘導 兒童は、自ら進んで業に就き、遊戯をなすことを好まざることあり。かゝる際には、所謂命令禁止を發するは、訓育上拙策と云はざるべからず。寧ろ自ら率先して之に當り之を爲し、兒童をして倣はしむべし。もし尙躊躇せば、止を得ず「すかし」「おどし」を用ふるなり。

訓誡 命令禁止「おどし」「すかし」にて事足らず、賞罰にて十分ならざる時は、訓誡を加ふべし。訓誡とは、悪事の悪たる所以

賞罰

注意

善事の善たる所以を説きて、兒童をしめ豫め善事に就き、悪事を避けしめ、又は悪事を悔い、善事に満足せしむる方法なり。

賞罰 善きをすゝめ、悪しきを矯めんとするには、賞を以て獎勵し、罰を以て懲誡するを要す。然れども、賞罰は刺戟劑なり。稀に用ふれば効を奏し、屢用ふれば害を來たし、巧みに用ふれば其の効著しく、拙に用ふれば効なきのみならず大害を醸すに至る。

賞罰を加ふるに當りては、左の注意を要す。

- (一) 賞罰は濫に行ふべからず、爾餘の方法なき場合に限り、
- (二) 賞罰の度は、兒童行爲の善惡并に之を爲したりし時の事情に準して、正當ならざるべからず。

言語

- (三) 賞罰の方法は、成るべく自然の結果に近き者をとるべし。
 - (四) 賞罰は、その行爲の結果のみにつきて判すべからず、寧ろ動機の善悪如何を問ふべし。
 - (五) 賞罰は、一時の感情に馳せて爲すべからず、よろしく、公平沈着なるべし。
 - (六) 賞罰は、肉体的よりも、精神的なるをよしとす。
 - (七) 賞罰は、何れもその時その場所にて、その感情を忘れざる時に行ふを有功なりとす。
 - (八) 父母家族は、同一精神を有し、一致して賞罰を行ふべし。
- 言語及び動作
- 言語 下等動物には言語あることなし。たゞ人類のみ之を使用す。人は言語によりて、知識と感情とを交換す。されば言語は知識收得上、最も肝要に、交際上極めて重要な具なり

發達

注意

これが練習の必要なること、あに言を俣たんや。兒童は、その始め音聲を聴きて意味を解せず、又自ら無意味なる叫聲を發するに過ぎざるなり。然るに經驗をつむに従ひて、音聲と知識と聯合することを得て、こゝに言語の意味を了解し、自ら種々なる發音を試みて、自ら能く聴くところに模し、遂に言語を使用するに至るものなるが、たゞ之を使用し得るを以て十分とすべからず。正當に使用せざるべからず。尙一步すゝみては、美しく使用せざるべからず。辭令に慣るゝは、交際を圓滑ならしむるに於て、頗る有要のことなればなり。言語練習に當りて、注意すべき要項を左に擧ぐ。

- (一) 單簡明瞭なる模範を示して之に模せしむべし。
- (二) 兒童が發音し得ざる音ありたるときは、これを發音するに必要なる口舌の運動を示すべし。

動作

動作の注意

(三) 模範の言語は成るべく上品にして、野卑ならず、完備して片言ならぬをよしとす。

(四) 意義を解し得ざる言葉を授くべからず。まづ知識を與へて、後に言葉を教ふべし。

(五) 言語は、抑揚、緩急、長短によりて、種々に意義を變ずるものなれば、これらをも觀過すべからず。

動作 人は歩みやうによりて悪まるとは、人情世態を穿ちたる金言なり。されば、一舉一動も等閑にはせられぬものなり。而して動作は、習慣となりては、自らその非を悟り、その醜を感じざるに至るものなれば、幼時の注意、ことに肝要なり。兒童の動作を習ふや、まづ匍ひ、次に起ち、遂に歩む。かくて後は、一に大人に模して、たゞ及ばざらんことを恐るゝに似たり。されば、言語と同じく、周圍の人の感化によりて、美醜、善惡

説話

徳性涵養の注意

の上に、非常の差あるものなり。動作は沈着、安靜なるべし、泰然と餘裕あり、機敏なる動作に慣れしむべし。

説話

兒童凡そ滿三年に達すれば既に數多の言語を覚え、自らも之を使用するに至るを以て、この頃より漸く話しを聞かんとするものなり。またこのころより事物につきて質問を發すること甚しく、悉くその疑問を氷解せんとつとむるもの如し。蓋し説話は其の材料のよきを選びて巧に語りきかすれば、徳性涵養の上にも知藝をすゝむるにも少からぬ益あるものなり。今左に之に關する注意數項をかゝぐ。

(一) 兒童の疑問は成るべく心よく之を受け、親切に説明して聞かすべし。

(二) 疑問に答へ或は望みにまかせてする談話説明は、すべて了解し易きを可とす。無稽なりとも面白くて兒童の想像、感情を擾拌するが如きものたるべし。

(三) 談話説明は、すべて言語を容易ならしめ、又近く例をひきて説き示すは勿論、成るべくは嘶家講談師の如き趣味を帯びたきものなり。この際、言葉の反覆、寫聲、手眞似、顔容等を用ゐるは、兒童のよろこぶところなり。

遊戯及玩具

遊戯

遊戯 兒童は寸時も靜肅に保つこと能はざるものにして、絶えず運動し遊戯せざるを得ざるものなり。かれ等は遊戯を以て何よりも楽しきものとなし、萬事を忘れて之に従事することは人のよく知るところなり。兒童がかく遊戯を好む所以は、體質自然の要求より起るものにして、兒童はこれ

遊戯の注意

によりてその體力を増し、體質を健かにし、かねて諸官能を練習し、世事の豫習をなすものなり。遊戯の教育上必要なるは、これが故なり。今遊戯につきて注意すべき要項を、左にかぐ。

(一) 遊戯は成るべく身體諸部の調和的發達に資するものを選ぶべし。

(二) 成るべく共同遊戯をなさしむべし。

(三) 弊害の無き限りに於て競争的遊戯をなさしむべし。

(四) 活潑なる遊戯をなさしむべし。

玩具

玩具 兒童が之によりて遊戯を楽しみ、同時に諸官能の練習を全うするに最も必要なるものは、玩具なり。兒生れて稍、生長し、色彩を辨じ、筋肉又少しく意のままに活動するに至れば、その見分け得べき物を視させ、その手に握り得べき物

を持たしむれば、大に興味を感じ、これに伴ふ諸種の智識を受得するものなり。されば玩具は兒童の鋤鋤なり。書籍手本なり。故にその選び方及び使用法に心を用ひざるべからず

選び方

選び方

- (一) 小兒の年齢、性別、氣質に應じてその嗜好に投ずるものたるべし。
- (二) 彩色等に有毒の恐れなく製作に破損創傷の危険なきもの。
- (三) 運動し、音響を發し、すべて變化ありて興味のあるものたるべし。
- (四) 兒童自身これを用ひて新に或物を形成することを得て、その工夫力を練るに足るべきものたるべし。
- (五) 廉價にして再三之を購求するも、尙容易なるが如きもの

たるべし。

取扱ひ方

取扱方

玩具を弄ばしむる際、よくその手指の練習、色彩の識別、大小遠近の比較を精密になさしめ、工夫發見等の精神を惹き起すべし。而して亂雜に取扱はざるやう、注意監督すること必要なり。

兒童の玩具を破壊するは、亦一種の工夫にして知識をすゝむる基なれば、決して之を禁すべからず。たゞ怒りにまかせて之を破壊し、或は自己の所有物てふ念慮なくして之を放置するが如き場合には、十分訓誡を加へざるべからず。

要するに玩具の使用は一方には知能の發育を希望し、他方には整頓、愛護等の良習慣を養成することを期せざるべからず。

保育

保育

父母生計に追はれ、或は他の事情によりて、自らその幼児を養育すること能はざる時は、幼稚園に入るゝを可とす。幼稚園はフロエベルの考案によりて成り、所謂、恩物、説話、遊戯、音楽によりて、幼児の心力を練習し、良習慣を養ひ、身體の健康を進めんとする一種の學校なり。

幼稚園

幼稚園の本旨に於ては、まづ誤れる所なしと云ふべきか。されど、現今世に設けられたるものは、その本旨を遠ざかること甚しく、不潔なる矮屋に多數の幼児を集め、無味なる仕事を課し、高尚なる説話、歌曲、面白からざる遊戯に、その日を終ふるもの、比々、皆然りとす。されば、多少諸官能の練習をなし、勤勉の習慣を興ふことはあれど、その健康を損ひ、その氣力を害し、その快活なる天性を奪ふものなり。ゆゑにその幼

修學

兒を入園せしめんとするものは、幼稚園の良否をとくと見届けたる上にすべく、又能ふべくば、自ら保育の趣旨に基きて養育するを可とす。蓋し人は到底わが子ほどに、心を用ひ得べきものにあらず、又わが子ほどに、その特質を知り得べきにあらず。又幼兒も我が母に對するほど、無邪氣快活なる能はざればなり。まして現今幼稚園の保姆たるものは、未だ己が子を育てし經驗も無き少壯の處女たるに於てをや。その他、家庭に保姆を雇ひ、又乳母子守等を雇ふにも、以上述べたるが如き心得はあるべきことなり。

修學

子女滿六歲(學齡)に達せば、小學校に入學せしむべし。然して尋常科四學年間は、義務教育と稱して、赤貧、白痴、不具、癱疾のものゝ外は、何人も免るべからざる教育なり。

世には小學校にその兒童を通學せしめながら、小學校の利益を明かに知らざるものあり。小學校の利とする所は、教育に専任し、従つてその術に熟練したる技能を有する教師あること、その一なり。普通一般の智識技能を授けて幼兒をして偏するところなからしむること、その二なり。共同生活に加はりて獨立心と公共心とを養ふこと、その三なり。この三點は如何に完全なる家庭教育なりとも、到底企及すべからざるものたり。

就學の期

子女は六歳以上に達すれば、從來の如くはかなき遊戯にのみ心を奪はるゝものにあらず。漸く規律ある動作に従はんことを欲するに至るものなり。されば小學校の如く規則たちたる學習を課せしめて不可ならずと雖も、これらは子女によりて同じからず。必ずしも六歳と限るべきにあらず、或

はこれより早く、或はこれより遅きものあるべし。然して發達の度に比して就學の後るゝは、何事の害を遺さゞれども、就學に比して發育の度に後れたるは、身體を薄弱ならしめ精神を萎縮せしめ、遂に生涯又救ふべからざる大不幸に陥らしむることあるものなり。故に心身共に發育不十分にして勉學に堪へず、他の兒童と共に業を同うすること能はざるものは、就學の期を延ぶるを可とす。

さて、いよゝゝ子女を就學せしむるに當りては、その學校を選ばざるべからず。學校教育の良否は、子女の一身に關して一大運命を決するものなれば、深く心を用ひて之を選ぶべし。まづその小學校の位置、我が居宅より通學するに不便ならず（その距離は十五分以内）、その校舎運動場、及びすべての設備十分に行届き、その校に鞭をとる教師は、皆教授の術に

入學後食物の注意

長け、訓練の實を擧げ、且つ健康なる身軀を有し、その校に入する子女の家庭良否が、皆わが家庭と甚だしく相違せざるを可とす。

家庭と學校との聯絡

兒童既に入學せば、その健康に注意し、食物の營養分を十分ならしめ、睡眠時間を十分にし、由て以てその心身の疲勞せざるやう心がくべし。又その學校を信じ、教師を尊敬し、時々學校を參觀して教育の狀態を見、子女が知徳の進否を問ひ、又自らも家庭に於ける子女の狀況を語り、かくて家庭と學校と主義方針を同うして、子女の教育を計るべきなり。

監督

監督

子女漸く成長して中等教育を受くるに至れば、父母の任は一に監督にあり。この頃に至れば、學ぶ所は高尙複雑に赴きて、腦力を疲勞せ

身體の健康

しむること多く、又子女は名譽心、競争心にかられて、無謀の勉勵をなすことあるものなれば、常に注意して運動をすゝめ、身軀の健康を保たしむべし。

この時期に至れば、子女の精神は動搖し始め、從來信じ來りし事項に疑を挿み、今まで行ひ來りし行爲を破棄せんとする傾向あるものなり。されば人生の危機は實にこの期にありと云ふべし。父母たるもの十分の注意ありて然るべきなり。

子女の品性

さて、この時期を過ぐれば、子女の品性はやゝ確定し、茲に一個獨立の人物となり得るなり。されば、この期に及びては父母は子女の教師にあらずして、最も親切なる助言者となり、子女をして思慮反省自ら練磨するところあらしむべし。この時も、尙幼少の時と同じく、何事にも關涉して自由を束縛

家風

するが如きことはあるべからず。惣じて、家庭は一種高尚なる家風を存し、これを以てその子女に感化を與ふるやう苦心すべきなり。又家庭を以て高尚なる風韻を帶ばしめ、趣味あるものとなし、子女をして遂に家を忘る能はざらしむることは、教育上有功なることなり。

第三章 看護

要旨

看護
一に養生
二に薬

人若し病に罹りし時、又假令良醫に托し薬餌を用ふとも、之を看護するに於て、其の理にうとく、其の法を知らざれば、或は醫師の意にそむける取扱を爲し、或は不良なる食を與ふる等の事ありて、良醫名薬も其の甲斐なく、時としては不測の災に陥るなきにあらず。されば、病氣看護の法は、婦人の平

心身の静
養

生よく心得置かざるべからざるものなり。

心身の静養

慰愉 病人は身體の衰弱と共に、神經も過敏となりて、聊の事にも感じ易く、又悲しきにも嬉しきにも、凡て深く心を痛むるものなれば、親切に慰めらるれば、非常に嬉しく、又氣に入らぬ事多ければ、甚だ病氣にさはるものなり。されば、病人の心を慰愉すること必要なり。

慰愉

病人を慰愉せんには、まづ深く之に同情を寄せ、愛憐親切の心を以てすべし。然して緻密周到の注意あるを要す。さてこの心と注意とをもて病人を慰めんには、種々の方法あるべし。その痛かるべき處は言はぬ先にさすりいたはり、その欲しかるべき物は取りて與ふる如きことより、室内を整頓し被服器具等を清潔にしてその心を爽快ならしめ、掛物・挿花

等を折々新しくしてその目を喜ばすもよかるべく、又靜に面白き談話を爲し、或は新聞、書籍を讀み聞かせ、或は美麗なる繪畫を見せなどするもよかるべし。

病室

居室 病室は、閑靜なる處にして光線よく入りて、明るく空氣の流通よきことを要し、又その廣さは、凡そ六疊或は八疊敷位なるを要す。

空氣の流通

病室は時々換氣法を施して、常に空氣を新鮮ならしめざるべからず。直接に病人に風の觸るゝは宜しからざることなり。

室内の温度

室内の溫度を適宜にして激變なからしむること亦必要なり。大凡華氏六十五六度を適度とすれども、病症によりて差異あれば、醫師に問ひて定むるを要す。熱を拒ぐには氷塊を盤に盛り、綠葉を瓶に挿みて、置く等よかるべし。

病褥

呼吸機病者などには室内を濕潤ならしむること最も肝要なり。

病褥は、室の中央に設くるをよしとし、長き病人又は外科の治療を受くる病人には、藁蒲團を敷き其の上に綿蒲團を重ね、被衾は毛布或は輕くて暖かなる綿蒲團がよろしく、枕は長き括り枕をよしとす。

病室の清潔

病褥病室はよく清潔を保つべし。凡て蒲團も枕も、白布にて被ひ置きて、時々清らかなると換へ、又團蒲も時々換へ、乾かして清潔ならしむべし。

室内をよく整頓し、必要なき物品を置かず。無用の人の入るを避け、食事雜談など決して病室にて爲すべからず。

衣服

衣服 病人には輕く柔にして暖き衣服をよしとし、又起臥に寛やかに快きをよしとす。されば木綿よりは絹或は毛

織の物よかるべく、シャツの如きは之を脱がしめ紐などは多くしめざるをよろしとす。

衣服は屢之を換へて清潔を保たしむべし。重病者などは、着換ふること不便なるべけれども、決して怠らず、よく之をいたはり、又其の方法を工夫すべし。其の方法は起き上り得る者には上半身と下半身と別々に、起き上り得ぬ者には右半身と在半身と別々に分けて着換へしむるなり。かくすれば、さまで困難ならざるものなり。

食物

食料

食物 病者の食物は病症によりて同じからず、醫師の指圖に従ふべけれども、概して重き熱病、腸胃病等には、流動食物としてスープ、牛乳、生卵、葛湯、粥汁等を用ふ。然して輕き腸胃病、熱病等の病人には、易消化性食物として、粥、半熟卵、魚の刺身、脂肪少なく柔き鳥獸の肉を敲きて與ふる等宜しく、食麩麩。

豆腐等も、この内に數ふべく、然して外傷患者等には滋養分ある常食を與へて可なり。されど蔬菜類は纖維多くして殆ど病人に與ふべきものなし。唯百合、慈姑、人參は稍害なからんか。

飲料

飲料としては、薄き茶、白湯、清淨なる水等よろしく、熱ある病人には氷の細片又は枸橼酸を加へて飲ましむれば、大に爽快を感ずべく、下痢患者には餘り砂糖の入らぬ葛湯を飲ましむべし。

飲食の度

飲食の度数、分量も、病症によりて異なり、一日三回與ふることも、又五、六回に與ふることもあれど、すべて病人には一時に多量を食せしめざるを要し、又重病者にて頭を上げ得ざる者には、匙、急須、硝子管等にて、飲食せしむるを便なりとす。

睡眠

睡眠 病人の睡眠するに當りては、その臥床を整へ身體

を安らかならしめ、勉めて周囲を静にし、又室内の温度を程よくして、よく安眠せしむべし。然してその睡眠中の様子を注意して熟睡せしか、或は苦痛の状ありしか、嚙語など吐かざりしかを、よく醫師に通報すべし。又睡眠中は、假令服薬・驗温・食事等の時間來とも、強ひて之を覺すは宜しからず。されど、餘り長時間昏睡の状にある如きは、憂ふべきことなれば、直に醫師に通報せざるべからず。

尿管

尿管 病人の便通もし滞らば、直に醫師に報して灌腸等の手當を施さしむべし。然して患者が便通を催示せる時、患者が廁に至るも害なき程の病症ならば、之を扶け起して、静につれ行き、大病人ならば、病床に尿管或は便器を與へ、便せしむべし。

排泄物の取扱

患者の排泄物は、度数・分量・色・硬軟・異物の存否等をよく調べ

入浴

て醫師に通報するを要し、又醫師の検査を要する時には、瓶・コップ等の特別の器に取り置くを要す。又傳染病者の排泄物は、醫師の命に従ひてよく消毒することを要す。

入浴 病人の身體を清潔にし、又血液の循環をよくする上にも、入浴は必要なるのみならず、之を以て治病の法ともすることあり。

拭淨法

入浴は、温度餘り高く、時間餘り長かる可らず。入浴し難きほどの病人ならば、まづよく室内を温め置き、然して湯に濕したる手拭にて身體を一部つゝ拭ひ、拭ふに従ひて直に衣服毛布等をかけて、少しも冷えぬやうにし、かくして成るべく手早く全身を拭ひ終りなば、速に乾きたる衣服を着せしめ、被衾類を暖にすべし。之を全身拭淨法となす。少なくとも、一週に一度は之を行ふを可とす。

薬用

注意

すべて薬は、其の用法を正しくし、又其の分量・時間等を正しくせざるべからず。されば食前に飲まするか、食後に飲まするか等をよく定め、又内服薬と外用薬とはよく分ちて、決して誤らぬやう注意すべく、その他、分量・用方等、醫師の命に従ひて、皆よく注意するを要す。

内用法

内服薬には、水薬・散薬・丸薬等あり。今其の用方の概略を、左に擧ぐべし。

水薬

水薬 之を用ふるには必ずよく振りておどみたる薬劑を混和し、さて一回の分量だけを、杯或は匙に移して、飲ましむべし。もし病人起き上り得ぬほどならば、急須の口より飲ましむるをよしとす。分量を見るには、必ず瓶を平なる盤の上に置き、て精確に分量線を検するを要し、又滴劑は大抵劇薬

滴劑

散薬

なれば、一滴たりとも誤らぬやう深く注意し、滴下器といふ細管を用ふべし。

飲み苦き薬

散薬 まづ之を舌の上に載せ、微温湯或は水にて嚙み下すを通例とすれども、或は茶碗中にて湯或は水に溶して、これを飲ましむるもよし。又飲み苦き薬或は劇薬ならば、ナブラード・膠囊等に包みて飲ますべし。

丸薬

丸薬 用法は散薬と同じく、すべて初に口中を水にて濕し置けば、大に飲み易きものなり。

吸入器

外用法 外用薬の用法、また種々あり。
吸入法 咽喉・氣管支等の病者が蒸氣吸入器、或はスプレー等によりて薬氣を吸ふ法にして、其の度数・時間・薬液等は醫の命によるべし。通例は、日に二三回、五分乃至十五分間づとす。吸入中は頸より下を布片にて被ひ、衣服等の濕るゝを

灌腸法

防ぐべし。

灌腸法 水銃・護謨球・イルリガートル等の灌腸器にて、薬液を腸に注入するものにして、之を肛門に挿入するに當りては、その嘴管にグリスリン又は油を塗るをよしとす。灌腸後は、安らかに臥するを要し、又その器具は最も清潔にし、十分消毒し置くべし。

罨法

罨法 患部を温め、或は冷やすものにして、其の法種々あり。冷水或は冷やかなる薬液を以て手拭等を浸し、之を患部に當つるを冷水罨法とし、温湯を以てかくするを温湯罨法とす。氷嚢罨法は、氷嚢を以てするものなり。巴布は温を久しく保つ効あるものにして、亞麻仁・大麥等を搗き碎きたるを熱湯にて攪きまぜて軟塊とし、之を布に包みて患部に當つるなり。或は米飯・麵麩・蒟蒻等を以て、之に代用するもよろし。プ

リニッツ氏の罨法として、頭部・胸部・腸部等の病患に、濕布を纏ひ其の上に油紙を被ひ、更に乾きたる布片にて繃帯する法あり、咽喉の痛む時などは最も効あるものなり。

病狀觀察及び介抱

看護者は、常に患者の體温・呼吸・脈搏・便通等を注意してよくしらべ、病床日記を作り置きて、醫師に示さるべからず。其の他、睡眠中の様子・咳嗽・咯痰、或は發汗・腹痛の様子、さては顔の色艶・手足の冷熱まで、細やかに心を用ひざるべからず。然してこれが介抱は、傳染病者或は外科の手術を要する病人或は大病人ならば、特に良き看護婦を雇ひ、又は入院せしむるを安全とすれども、其の他の簡易なる手當に至りては、誰しも心得居りて、時に應じてよく介抱せざるべからず。

例へば熱高くて苦しまば、頭を氷にて冷やし、腹痛には巴

布を作りて温め、胸の痛むには芥子泥を作りて貼り、非常に下痢する時は芥子湯にて腰湯をつかはせ、發汗したる時は傍にありて、之を拭ひやる等の介抱は、誰しも心得置
くべし。

體温

體温

朝夕二回驗するを通例とすれども、病によりては數回以上驗すべし。示極體温器を腋下に挿入れて、凡そ十五分間を経たる後、取り出して、其の度を驗すべし。三十六度五分乃至三十七度五分を平温とし、之に超ゆるは發熱の徵、三十五度より低きは虚脱の徵なり。

脈搏

脈搏

腕の關節の内面、拇指側を指頭にて押へて驗するを常とす。一分間六十五乃至七十五搏を大人の平脈とし、之より多きは普通發熱の徵なり。但し入浴、勞働、精神興奮等によりて増加することあり。又小兒の脈搏は多くして、初生兒

呼吸

呼吸

は百四十搏にも及び、五歳なるは凡一百搏なりといふ。大人にては百三十搏に及ぶは、甚だ危險なる徵なりとす。

咳嗽

咳嗽

大人にありては、一分間十四回乃至十八回を常とす。病によりては四十回以上百回にも及ぶことありといふ。之を測るには、胸上或は腹上に於てすべきなり。

多く咳嗽の出づるには、稍、枕を高くし、或は半臥の位置とし、又咽頭を濕布にてまとひ、且つ藥氣吸入法を施す等、介抱を盡すべし。且つ其の咯痰は、豫て用意せる痰壺に取りてよく之を撿し、血など交らば、直に醫師の検査を受くるを要す。

咯血吐血

咯血・吐血

肺臟、氣管支より出づるを咯血とし、胃中より出づるを吐血とす。咯血は其の色鮮紅にして、咳嗽と共に出て、吐血は其の色暗紅にして、且つ粘り固まりたるを常とす。

此等の場合には病者を靜に横臥せしめ、水又は氷を少しづつ飲ましめ、前者は胸、後者は心窩ミヤウを氷嚢にて冷やすべし。殊に前者にありては聲を發せしめ、ぬやうにして、咳嗽をおちつくるを要し、又水に食鹽を加へたるを飲ましむるもよろし。

痙攣

痙攣を發する時は、顔、手足等の筋肉縮みて、屢、人事不省となるものなり。かゝる時は、柔かなる褥中に靜かに臥せしめ、頭部に冷罨法を施すべし。かくて暫らくすれば、自然に止まるべし。此の時には、妄に藥品を注ぎ入れて飲ましむる等のことあるべからず。

外傷

外傷 重き外傷者ありたらば、妄に立躁ぐことなくまづ負傷者を安らかに臥せしめ、茶、珈琲、清水等を與へて氣力を回復せしむると共に、一方には迅速に醫師の來診を請ふべし。

し。看護中もし發熱することあらば、直に醫師に報すべし。すべて清潔に注意し、創口に汚物、病毒等の侵入するを防ぐべく、然らざれば、焮衝、化膿、創傷熱等を起すことあり。患部に手を觸れんには、まづ石鹼にて洗ひ、又三十倍の石炭酸水にて洗ひ、之を拭はずして直に創所の取扱を爲し、後石鹼にて清潔に洗ふべし。又繃帶の用法はよく之を心得、これに熟練し置くを宜しとす。

傳染病の豫防及消毒

傳染病毒は、すべて微細なる有機物にして、其の蕃殖の力非常に大に、又長時間を経ても普通の寒さ暑さに逢ひても容易に死せざるものなれば、最も危険にして恐るべきものといふべし。其の傳染の状は、空氣より傳はるもの即ち痘瘡、麻疹、流行感冒等あり。病者の排泄物より傳はるもの即ち虎列

傳染病の種類

刺赤痢・腸窒扶斯等あり。患者の身體・被服等に觸るるによりて傳はるもの、即ち疥癬濕疹・トラホーム等あり。何れも恐るべきものなれば、その豫防と消毒とをよく注意せざるべからず。

豫防

豫防の心得 其の第一は、平素攝生に注意して身體の健康を保つにあり。然して流行時には、殊に衣食住の衛生に注意し、猶傳染を防ぐの方法を行ふを要す。即ち身體衣服は常に清潔にすべし。又傷は微小と雖、其の手當を怠るべからず。これより病毒の浸入する恐あり。飲料水は、必ず煮沸して用ふべく。過飲すべからず。消化あしき物、腐敗に傾きたる物を決して食すべからず。起臥に注意して腹部を冷やし、下痢を起す等のことなきを要す。もし之にかゝらば、速に醫師に治せしむべし。家屋の床

消毒法及消毒藥

下・周圍及び厠・下水等をよく掃除し、且折々石灰等を撒布し以て病毒の發生侵入を防ぐべし。常に傳染病者のある家、及び其の家人に近よるを避くべし。若し不幸にして自家に傳染病者を生じたる時は、病室をば離隔し、之に出入する人には必ず消毒法を施し、看護者は成るべく病室の内と外と衣服履物等を異にすべし。又病室にて飲食すべからず。病者の排泄物は嚴に消毒すべく、之を扱ひたる時は、必ず手を消毒し、病者用の衣服・食器類と他のとを、決して混用すべからず。消毒法及消毒藥 衣服・器具等の消毒には、通常二十倍の石炭酸水を用ふ。又昇汞水をも用ふれども、これは飲食器・金屬品等には用ふべからず。衣類其の他を消毒せんには、石炭酸水中に十二時間以上浸し置き、其の後清水を以て洗ふべし。消毒藥には長き間浸し置くを、最も安全なりとす。又患者

種類

の吐瀉物・廁下水・塵溜等の消毒には、石灰を散布するを常とす。

室内の消毒には、薰法を可とす、まづ窓戸を密閉し置きて硫黄或は醋を小皿に盛り、火を點じて瓦斯となし、室内に満たしむるなり。然して後よく換氣法を行ふべし。消毒燈を用ふるは、最も完全なり。こはフ井ルムアルデヒドを薰して、殺菌するものなり。

煮沸は、大釜の中にて半時間以上煮沸し殺菌するもの。

瀦熱は攝氏百度以上の瀦熱にて殺菌するもの、

燒棄法は最も完全なる法なれば、貴重ならざる品物は、燒き棄るを宜しとす。

傳染病の豫防消毒并に届出手續等は明治三十年法律第三十六號にあり。

中毒

救急法

病は何時發するやも計り難きものなれば、不意に起りて、しかも醫師を迎ふるまで打ち捨て置かれざる場合には、まづ急に應ずる手當を施さるべからず。故に救急法の大要を心得置くことを要す。されど、所謂生兵法却て大疵の基となることもあれば、これ万止むを得ざる時にのみ施すべきなり。

中毒

密阿片・魚毒等の麻醉性の毒物に中りたる時には、身體しびれ、精神昏瞑するものにて、硫酸・石炭酸等の刺戟性の毒を誤り飲みたる時には、腸胃劇しく痛み吐血するに至る。其の急を救はんには、まづ湯水・茶等何にても急ぎて多量に飲むべし。これ毒を薄め、又嘔氣を催ふす所以なり。猶或は羽毛類にて咽内をなで、或は手を深く咽喉に挿入れ、或は吐

劑・油湯等を飲みて嘔吐を催ふし、速に毒を吐き去るやう努むべし。

人事不省

人事不省 大に物に驚き、又は癲癇起り、又は激痛或は出血夥しきため、顔色蒼白となりて卒倒することあり。かゝる

時は、其の衣帯を緩めて靜かに平臥せしめ、四方の窓を開きて室内の空氣を新鮮にすべし。然して速に醫師を招きて手當せしむべし。

窒息

窒息 食物等にて氣道・食道を塞ぎ、又は有毒の瓦斯を吸

引し、又は縊首して窒息せる者は、速かに新鮮なる空氣中に出し、衣帯を解き胸をゆるめ、人工呼吸法を施し、且つ胸顔に水を注ぎて、之を醒めしむべし。速に醫師を招くべきは勿論なり。人工呼吸法は、患者を仰臥せしめ、高き枕を用ひて頭を後に垂れしめ、以て口を開かしむるやうにし、さて患者の兩

人工呼吸法

臂を把りて、頭邊と胸側とに上げ下げすること屢するなり。數時間之を施せば、多くは呼吸を起すものなり。

溺没

溺没 これ水のための窒息なり。此際は、死者を俯臥せしめ、脊部より胸腹部を押して水を吐かしめ、然して藁火を焚きて、身體の冷えたるを暖め、人工呼吸法を施すべし。

凍死

凍死 注意して、衣服を除き、雪或は冷水に浸せる手拭にて身體を摩擦し、其の冷え硬ばりたる身體の稍、柔軟となるに及びて、人工呼吸法を施し、呼吸回復せば、冷茶少量を與へて、然る後褥中に移すべし。すべて凍死をば、急に火にて温め、或は直に温き室、又は衾の中に入るべからず。却て凍傷靡爛を生ずる恐あり。

火傷

火傷 火焰・熱湯等のため、火傷したる時は、早く酒精を塗れば、其の痛は去るべし。さて卵黄・牛酪或は胡麻油・石油何に

ても脂油類を塗り、新しき綿をあて、白木綿にて繃帯し置くべし。水胞を生じたる時は、刺して水を取るはよけれど、決して皮を剥ぐべからず。衣服に火の移りたる時は、早く布團其の他有り合はず物にくるみてもみ消すべく、又水を濺ぎて消し止むべし。

創傷

創傷 切創、刺創、銃創、挫創等種々あり。刺創、銃創は幅は小なりとも、深く身體内部を傷け、又他物を創中に残留するを以て、甚だ危険なりとす。傷創は、第一出血を止め、第二不潔物を去り腐敗を防ぐこと、最も肝要なり。

止血法

止血法

止血法 小刀、庖丁類の切創は、未だ出血せざる先に、直に指頭を以て創口の開かざるやう、數分間壓迫すべし。出血せぬやうになりたらば、繃帯し、或は絆創膏などを貼り置くべく、出血即時に止まらざれば、創の上部を布片又は紐にて固く

緊るべし。鮮紅色の血噴出して止まらぬは、大なる動脈を傷けたるにて、出血長く續く時は、貧血を起して生命に關することあり。かゝる時は、板片或は棒切を壓迫すべき部分に當て、其の上を固く繃帯し、然して速に醫師に手當せしむべし。此際注意すべきは、長時間緊しく縛り置けば、それ以下の筋肉を腐敗せしむる故、緊縛は四時間より長く續くべからず。

防腐法

防腐法

防腐法 創口を清潔にせざれば、爲に焮衝し、又黴菌侵入し、遂に膿潰し、又は破傷風に陥ることあり。故に創口に泥・土砂などの附着せる時は、まづ清水にて洗ひ落とし、又消毒薬にて洗ふべし。消毒薬は五十倍の石炭酸水・硼酸水・明礬水等によしとす。之を扱ふには、まづ手指を清潔にし、消毒してなすべく、洗ひ終りたらば、ガーゼを防腐薬に浸し、之を搾りて幾

毒虫等

重にも疊み、之を創の上にあて、其上を薄き油紙にて被ひ、猶之を脱脂綿にて包みて、後繃帯を爲すべし。
毒虫等 蜂、蟬、蟻、其の他のものに刺され、或は咬まれたるは、直に毒血を吸ひ取り去るべし。然しても猶痒み痛みあらば、アンモニア水を薄めて塗るべし。毒蛇、狂犬などに咬まれたるは、患部の上下を血行の止まるまで、緊しく結びて、さて早く醫師の治を請ふべし。然らざれば、全身に毒廻りて恐るべきものなり。

眼耳

眼中・耳中 眼に塵、蟲等入りたれば、靜に塞きては開きて涙と共に流れ出てしむべく、猶出でずは、清水中に眼を開きて洗ふべく、又上瞼を翻して柔き手巾などにて靜に拭ふべし。耳の場合には、水銃を用ひ微温湯にて洗ふべく、又入りたる物水のため膨脹する物ならば、油類を以て洗ふべし。決して

衄血

て眼を手にて、摩り耳を簪等にて掘る如きことをなすべからず。
衄血 冷水又は明礬水を吸入し、又前額、鼻上等に冷罨法を施すも、衄血を止むるに効あり。綿紙片にて鼻を栓塞するも、一法なり。決して妄に鼻を拭ひ、又は鼻をかむべからず。

危篤者

危篤者取扱

病者壽を以て終る者は、苦痛なく眠るが如くなれども、病のために死するは、大抵頻死の苦痛あるを免れず。されば醫師に謀りて其の痛苦の輕からんことを計るをよしとす。頻死の状は、大抵呼吸深く緩徐となり、脈搏は速くして不規則となり、面貌は、頬骨顯はれて小鼻の落つる等變異を呈し、四肢は冷え來るを常とすれば、かゝる様子を見れば、醫師に通し、近親にも報じ、周圍を靜にし、室内を整頓し、病者の額に出つる

絶息後

汗を拭ひ、唇の乾くを羽楊子にて水を以て濕しやるなど、懇に看護して、安らかに其の命を終らしむべし。病者愈、絶息せば、醫師の檢察を請ひて、眞死なるか否かを確め、又其の身體を整へ、眼を閉ぢしめ、口を塞がしめ、靜に之を安置すべし。消毒薬にて身體を拭ふは宜しけれども、俗に湯棺などいひて餘り身體を動かすは、宜しからず。然して絶息後二十四時間を経ば、やがて死亡葬送の手續を爲すべきなり。

第四章 一家の整理及經濟

第一節 一家人の監督

一、家風

家風

凡そ、家風正しければ、其の家は榮え、其の家の品格は高まり

言行

從て其の家は世に尊敬せらるべし。又もし家風亂れなば、世に侮られ、家は衰ふるを免れざるべし。然るに家風の正否は家人の正否により、家人の正否は主に内を治むる主婦が監督の良否によるものなれば、主婦はよく家人監督の任を盡さざるべからず。

家人を監督して正しき家風を作らんには、まづ主婦自ら言行を正しくするを要す。その心溫和に、その行敦厚に、言語優雅に、舉止靜肅ならんこと等は、主婦の夙夜に心を用ふべき所なり。

習慣

家風を正しくせんには、又家人日常の言行の正しき習慣を作るを要す。正しき習慣一たび成らば、監督は力めずして行はれ、家風は勞せずして正しかるべし。

習慣 習慣は第二の天性なりといへる如く、何事にも

勤勉

習慣となれることは、實に容易に變せざるものなり。されば悪習慣の恐るべくして、良習慣の貴むべきこと自ら知らるべし。

勤勉 勤勉の必要なるは、言ふまでもなし。されど主婦たるものは、殊に勤勉の習慣を要す。子女婢僕の勤惰は、一に主婦の勤惰によるのみならず。一家の事は實に多端にして、煩しきものなれば、勤勉に習はずしては、到底その務を盡し難ければなり。室内室外の掃除、食物の調理、老幼の看護、良人の介抱より、衣服什器の用意、さては接客、訪問、贈答、其の他交際の事に至るまで、皆主婦の任なれば、其の忙しきこと知られぬべし。勤勉ならずして、よく家を治め得んや。

遊樂

内の遊戯、奏樂或は戸外の運動、散歩等を催して、家人の快樂を計るべく、又閑暇の時には、務めて讀書を心懸くべし。これ實に心を練り、智を廣め、以てよく家を治め、世に處する所となればなり。然れども、かくよく遊び、又讀書すべき時間を得るの道は、一に勤勉に外ならず。古語にいはく「勤勉なる者はよく閑暇を作ると」。

節儉

節儉 無用の費を省き、有用の費を節し、以て後の困難を招かざらしむるを節儉といふ。勤勉なりとも節儉ならざれば、恰も底なき桶に水を注ぐが如し。此の如くては、いかなる勤勉も其の効なく、いかなる富も忽ち失はれぬべし。されば儉と勤とは、二つながら家を保つに缺くべからずとはいふなり。

家族の秩序

秩序

家族間の秩序は、又極めて必要なり。即ち家長は家

仕事の秩序

の君主の如きものにして、主婦はその意をうけて家政を取り行ふものなれば、よく家長を尊敬し、家長の欲する處を察し、其の理想を熟知して、之と一致し行かざるべからず。されば日常よく禮儀を守り、決して狎れ侵す如き舉動なきのみならず、又よく之を親愛してその勞苦を慰め、その勇氣を鼓舞し、以て内助の任を全うすべきなり。主婦よく此の如くなれば、家人皆之に倣ひて、家長を敬ひ、其の命に従ひ、よく秩序を保つを得べし。又老人には、殊によく孝養を盡し、心を慰め、身をいたはり、決して之に心配をかくることなく、偏に老後の安心を得しむるやう仕ふべし。又子弟は、之をいつくしみ、教へ導き、よく長者の命令に従はしむべし。かく一家の人々よく秩序を保つことは、これ家を治むるの第一なり。

次に、仕事にも亦秩序を要す。即ち仕事の順序方法及び其の

品物取扱の秩序

分擔等を豫め定め置くときは、諸事混雜も遺漏もなくして、よく扱取り、又時間を空費することもなかるべし。

次に、品物の取扱方も亦秩序を要す。箆筒に納めたる衣服、座敷に飾れる裝飾品、皆順序よく收め、適當に配置してあれば、外見もよく、用ふるにも便利よかるべし。押入に入るべき葛籠行李、さては夜具類皆正しく並ぶべく、又洗濯すべき物は袋などに入れ、布片の類は紙に包み、日用諸器具の類は、箱或は棚などに、常に其の場處を一定して置くべく、又大切の物は一纏めによく整理し置き、火災等の時には、直に持ち出し得るやう注意するなど、極めて肝要なり。

かく、家人間の秩序、仕事の秩序より品物の秩序までよく整頓せば、其の家よく整ひ、其の家の品格高まるべし。家人たるものは、力めて秩序の習慣を養はざるべからざるなり。

清潔

清潔 身體衣食の清潔を保つは、衛生上に必要にして、器具調度の清潔は、經濟上に缺くべからざるのみならず、これ等を初め家屋庭園に至るまで、常に清らかならんに、人の心も亦甚だ快かるべし。然るに、何物もみな清潔ならずは、心に心地あしきのみならず、衛生にも害あり、經濟にも損あり、果ては人を訪ひ人に訪はるゝ折などに、禮を失ふにも陥るべし。されば清潔を好むの習慣を養ふこと、甚だ必要なり。

婢僕

家の交際多くして出入する人繁きがため、又は老人看護の用或は子供の世話多きがため、又は家内多くして衣食住の事務多きがため、或は職業上特別の必要あるがためには、婢僕を雇ひて家事を助けしむべし。然るに、世にはかゝる必要もなきに好みて無用の下婢などを雇ふものなきにあらず

婢僕

これ、經濟上宜しからざるのみならず、徒に外見を飾り、安逸を貪り、さては遊樂奢侈の惡習慣を養ふ所以なり。されば必要ありて婢僕を雇ふともおのれ決して怠ることなく、指揮監督をよくするは勿論、自ら先だちて家事を務め、寧ろ婢僕を教へ導くの心がけあるべし。家豊にして多く婢僕を用ふるものゝ如きは、殊に然り。もし已れ怠りて家事を婢僕に任する如くなれば、經濟上の損失も莫大なるべく、又家風も遂に亂れ果つるに至るべし。かへすゝも心すべきことなり。

選び方

選び方 婢僕の良否は、大に一家の利害に關するものなり。即ち、其の性質柔順にしてよく命に従ひ、よく主家の人々を敬ひ、勤勉にして骨を惜まず、よく働き氣轉きゝ諸事よく取りまかなふ如きものなれば、主婦を助け家事を整へしむ

るに甚よく、之に反すれば、經濟を損し、家風を亂し補助とならずして、却て邪魔となるべし。故にその選び方に心を用ふるを要す。

扱ひ方

扱ひ方 俗諺に「婢僕と缺は使ひやうによる」とあり。婢僕をして主家のために勵み務めしむると否とは、一に其の扱ひ方の良否による。然るに人を使ふは、人に使はるゝよりも、甚だ難きものなれば、主婦は婢僕を使ふに深く心を用ひざるべからず。

恩愛と威嚴

まづ、主婦は婢僕を愛するの情あるべし。これ其の心用ひの根本なり。然して婢僕などは、多く無教育にして、過ち有りがちの者なれば、之を使ふには寛裕の心を要す。又我邦の舊習の如く、婢僕を奴隸と賤視して追ひ使ふ如きは、甚だ宜しからず。これ亦家族の一部と見て、楽しきことは分ち、珍しき處

には伴ひ、病患等には之をいたはり憐むべし。かくすれば、婢僕も亦其の恩に感じて、よく忠勤を盡すべし。されど一向にやさしきのみては、之に狎れて主人を畏れず、遂に命令をも輕んずるに至るべし。されば、恩愛と並びて威嚴を保つこと肝要なり。主婦自ら言行を慎みて、溫顔なれども端正にして侮るべからざる風采を保ち、又家内の規律を正しくして、人間の秩序、事物の秩序をよく保ち、さては裁縫、調理などより育兒、交際等に至るまで、すべて家事を取り行ふに、よく婢僕を指揮すべき智識、經驗を具ふる如き、皆威嚴を保つに於て必要なりとす。

職務の配當

職務の配當 數人の婢僕を使はゞ、各の長所を察して之に應ずる職務を配當し、其受持を定むべし。かくすれば、諸事混雜せず、又手落ちなく、且互に譲り合ひ、その責を逃るゝこ

給料

となく、皆よく抄取るべし。又一旦かく定めたる上は、主人も亦妄に職務以外の事を課すべからず。主人よりして之を亂さば、婢僕の任を責むること能はざるべし。

給料

給料は職務の難易と閑忙とにより、又婢僕の人物年齢等によりて等差あるべし。或は時季により或は土地によりて、幾分の差異あれども、大抵定まれる相場あるものなり。

給料は、雇入の初に於て慥に契約するを要す然して職務格別に繁忙なりし場合等には、特に手當を與ふること然るべく、又長く精勤し、或は働きの熟練するに従ひては、漸次給料を増し與ふべし。これ實に婢僕を正當に使役する所以なるのみならず、又之を務め勵まし、以てよく家事を整ふる所以なり。

第二節 經濟及財産

經濟の要領

經濟の要領

普通の生活をなし、且つ一家族の生活を全からしめんとするは、何人も望む所なり。然れば其の目的を達し、一家の繁榮を圖らんがためには、常に種々の手段を求めざる可らず。斯かる手段を求むることを家事經濟と云ふ。即ち家事經濟の要旨は一家族の日常の需要を満足せしむるにあり。

需要とは、

- (一) 其の家族が生活するに一日も缺く可らざるものにて、これ無くば死に至るべきもの。
- (二) 其の家の品位を相當に維持するために、必要な需要。
- (三) 其の家族の快樂奢侈のために用ふるもの。

一家の需用

一家の需要は、家族の増加と其の身分の高まることによりて漸次増すものなり。然れど其の増加甚しく急激なるときは、一家に恐るべき危険を生ずべし。是俄分限の人、又は新婚の主婦等に見る所なり。注意すべきことなり。

人は何事もせずして、全き生活をなすことは能はざることなり。故に力の能ふ限り労働をなして、需要を充たす媒介物を得ざるべからず。其の媒介物を財といふ、其の最も普通なるは金錢なり。凡そ人の經濟的の行爲は、財を得て之を所有とし、以て種々の需要を満足せしむるを目的とす。而して其の財を得ることを、經濟上の語にて生産といふ。生産して其の家に收入されたるものは其の家の財産となるものなり。此の生産は、主として主人のなすことなれども、唯主人にのみ依頼して、主婦が終日箱火鉢の前に坐する如きことある

財物

消費の種類

可らず。世には往々主人の没後、收入の途を失ひて需要を充たす能はず。俄に貧困に陥りて如何ともすること能はざるものあり。豫め備へざるの罪なり。

かくて生産せられたるものは、其の一家の需要を充たす爲に消費せらる。而して其の消費の種類を分つて二とす。生産的消費と不生産的消費と是なり。生産的消費とは消費したるによつて、其の代りに新しき財の生産するを云ふ。之に反して其の目的の如何に關せず、生産の結果を生ぜざる消費は、之を不生産的消費といふ。消費は、生産的ならざるべからざることは、明なりとす。

一家の收入と支出とは、常に相伴はざるべからず。若し支出が收入より多ければ、家運の衰頹を來すものなり。故に支出には一定の制限を與へざるべからざるは、勿論なり。若し浪

收入と支出

貯蓄

費過多に失するときは、一家は貧困に陥り、家族は悲慘の境遇に沈まざるべからず。而して其の制限は、衣食住等の必要の需要を減じて、其の身體の健康を害するに至らず。又各人地位相當の裝飾を缺き、以て社會に擯斥せらるゝことなく、人情に悖らず交際の禮を缺かず、必要の諸道具を備へ、心身發達の道を塞がざる様にするを要す。故に常に收入と支出との權衡を計つて、力めて浪費を省かざるべからず。財は、生産せられて消費せらるゝのみにては、其の効用を全くせざるものにして、其の幾分は不慮災禍の爲め保存せざるべからず。これ實に家事經濟を巧にする最必要なることにして、其の第一の方法は、貯蓄なり。貯蓄は即ち未來を豫想して目前の支出を制限する方法なり。而して貯蓄は、

(一) 其の家族の地位を安固ならしむ、

種類

郵便貯金

(一) 家族の未來に於ける幸福を増進せしむ。
(二) 放逸を防止し、風俗を醇良にす。
此の如く貯蓄は唯一家のためのみにあらず、社會のためにも効果を與ふるものなり。又各人の餘財は積んで社會の富を増進するものにて、即ち銀行は其の餘財を預りて、社會の經濟を進め、又は確實なる公債等を買ひ入れて、政府にその事業をなす資本を供給することを得るなり。
貯蓄には、銀行に預くるものと政府に預くるものとの二種あり。銀行預金は當座預金、定期預金及び特別預金の三種あり。甲は何時にても入用に應じて引出すことを得るもの、乙は豫め引出期限を約束し置くもの、丙は特別の約束をなし、て預け入るゝものなり。
郵便貯金は、政府に預け入るゝものなるを以て、もつとも確

保險

實なり。其の他公債等の買入は、政府に經費を貸與するものなるを以て、確實なり。銀行預金は、右の二者に比ぶれば、稍、危険なり。殊に小なる私立銀行の如きは、往々に破産することあるを以て、銀行に預け入るゝ時は、利子の多寡にのみ拘泥せず、信用あり、鞏固確實なる銀行を選ばざるべからず。保險とは、身體又は財産に關する危険を擔保するを云ふ。吾人の身體及び財産は、何時如何なる危険に遭遇するやも謀られず、此の危険に際會し、苦痛を輕減するには、保險といふこと必要なり。保險は、保險人と被保險人との間に保險契約をするものにして、其の契約は、保險人が被保險人より支拂ふ保險料に對して、一定の期間内或種の危険を擔保し、其の危険の發したる時に、約束の保險金を支拂ふ契約なり。此の約束成り立つ

種類

貯蓄と吝
嗇

時は、被保險人は、保險を受くる報酬として、保險人に對し一定の金額を支拂はざるべからず。之を保險料と稱す。保險料は、被保險物の價及び擔保せられたる危険の不確實なる度に應じて、其の高に差等あり。保險高は、又此の前拂金額に對し、擔保せらるゝ危険の發したる場合には、其の損害を賠償せざるべからず。此の如く、保險人が被保險人に、對し支拂ふべき賠償金を、保險金と稱す。各人は、保險を附して、萬一に備へ置くときは、假令危険に遇ふとも、容易に損害を恢復することを得るものなり。

保險の種類 身體保險には、生命保險と養老保險とあり。財産保險には、陸上と海上の二種ありて、陸上保險の重なるものは、火災保險、陸上運送保險、農業保險等なり。節儉貯蓄といふことは、善事なれど、世には所謂吝嗇と云ふ

ものあり。吝嗇は義理を辨せず、情誼を顧みず、唯一身の爲に金錢を愛するを云ふ。是れ大に經濟の趣旨に反するものなり。金錢の支出にして、よく將來利益を納め得るものならんには、元より之に出すに吝なるべからず。又他人と交際し或は他人を救ひ、其の他慈善事業、公共事業などには、身分相當の支出をせざるべからず。之をなさざるものは、唯金錢をのみ重んじて、之を貯蓄するものなり。然れども尙多少社會に利益を與へ居るなり。即ち其貯蓄したる金錢は、社會に流通して有用のものとなり。又公債證書の如きものとなりて有用なる事業費に充てらるゝを以て、其の人の目的は、貯蓄にあれど、間接には社會に利益を與へ居るものなり。之に反して貯蓄もせず、猥に浪費する人は、經濟上排斥すべきものにて、收支相償はざるより、負債をなし、遂に其の家の滅亡を

浪費

招くは勿論、社會の風俗を悪しくし、物價を高上せしむる等、一も取るべき所無きなり。生活に必要な消費のみにて、尙ほ收支相償はざることあり。又た假令收支相償ふとも、人は益、生活の度を高めんとする希望を抱かざるべからず。而して唯支出を制限するのみならずして、収入の増加を計るべきは勿論のことなり。然るに、収入の道も講ぜずして、猥に虚飾をなし、支出を多くするときは負債を以て辨ぜざるを得ざるに至るものなり。負債も時としては害なきのみならず、有用のこともあれど、日常生活の爲に負債をなすは、主婦財政の巧ならざるに因るものにして、其の生活の度を改めざれば、到底償却の道はなきなり。若し、之を改めずして漫然経過したらんには、漸次負債の増加するのみならず、利子をも徴せられ、終に償却の道

負債

なきに窮し、家資分散の悲惨を見るに至らん。故に豫算を巧に編制して、豫算外の支出はなさざるやう、注意せざるべからず。

豫算を立つるには、正當にして必要な費用を先きにし、尙餘裕あらば、其の他の費用をも加ふべし。正當にして必要な費用とは。

一、家族の衣食住、教育及び衛生に關する費用

一、諸税及び協議費

一、營業資本

一、交際費

を云ふ。これらは節約することは得れど、削減することは能はざるなり。次に其他の費目とは。

一、貯蓄金及び保険料

掛買と現金買

一、快樂費

を云ふ。これは全く削減することをも得。

買物をなすに掛買をするも負債の一種なるを以て避くべきことなり。買物をするに、掛買にてする時は、其の價現金買より高く、又情實上、意の如くならず、又不用のものも買ふに至るべし。

然れど、天災事變等のために、豫算外の支出をせざるを得ざることあり。又事業の資本となす爲に多數の支出を要することあり。斯る時は、負債も敢て咎むべきものにあらず。是れ永久に連續するものにあらずして、一時のものなるを以てなり。

已を得ざる場合に當りて、負債をするときは、信用によらず擔保品を出し、以て銀行等より借り入るゝを良しとす。其の

擔保

理由、左の如し。

- 1、擔保品あらば、事業に失敗したりとて、償却し得べし。
- 2、親類知己等より借るときは、往々不和を起すことあり。
- 3、高利貸は、唯利慾をのみ主とするものなるを以て、借るべからず。

二、財産

財産の種類

正當の方法にて家の所有となりし財は、即ち財産なり。此の財産は、有形財産と無形財産との二種に分る。無形の財産とは、著作權、專賣權の如きものにして、形のなき者なり。有形の財産とは、形軀あるものにて、天然物も人造物も皆是なり。有形財産は更に之を分つて、動産と不動産との二種とすべし。不動産とは形を損せずしては移轉すること能はざるも

財産の種類
有形財産
無形財産

不動産

のにて、土地又は之に定着したる家屋などを稱す。動産は、其の他のものにて、貨幣、株券、公債證書、諸器具、衣服、圖書、草木、家畜等なり。

財産の整理

家に收入せられし財の全部は、主婦が之を纏めて保管し、家族の需要を充たし、或は其の他種々の需要のために費すものにして、其の收入と支出との權衡を平均せしめ、尙餘財を生ぜしめて、益其の財産の増加を謀り、家の幸福を増進することをつとめざるべからず。換言すれば、即ち財産を整理せざるべからず。

財産の整理

不動産の整理

不動産の整理、土地は、通常宅地と山林田畑とに分つ。宅地は繁華なる地、高燥なる地、及交通の便ある地なれば、高價なり。田畑は肥沃の地、高價なり。此等のとほ賣買するに當りて

善く知り居らざる可からず。事情許さば、買ふ時は廉價にして他日高價となる見込ある所を選ぶをよしとす。而して若し此の如き善良の土地を所有せば、其の地價をして下らしめぬやう勉むべく、之に反して低價の土地を所有するとき、之を高價ならしむる方法を講ぜざるべからず。是れ即ち我が財産を増殖する所以なり。

家屋も亦高價なる土地に建てられたるものは、高價なり。其の賣買保存につきての注意は、畧、土地と同じけれど、家屋は特に其の清潔修繕等に留意して、價格の下らぬやうにすべきなり。

動産の整理

動産の整理 貨幣は動産中の最も流動し易きものにして、巧に流動すれば、新貨を生産するものなるを以て、唯家の倉庫に蓄積し置くは、最も經濟の道に適はず。故に適宜の方法

不生産的
財産

を以て、利殖の道を圖り、家の事業又は社會及び政府の經費に投じて、家の爲、國の爲に計らざるべからず。即ち前記の方法によりて貯蓄をなし、家業を擴大する費に充て、又は會社が事業を起す爲に募集せし株式を買ひ、或は政府が募集せし公債に應ずべきなり。

諸種の器具及び衣服の類は、保存に困難なるものなれば、必要以外の裝飾物を造り、又は多數に造るは宜しからず。此等は、元より一の動産なれど、貨幣の如くに利殖の得らるゝものにあらず。多くは、年々其の價を減ずるものなり。又必要以外のものは、不生産的のものなるを以て、財産を減少せしむるものなり。故に經濟上より見るときは、此等のものは、購入せずして、他の生産力の大なるものとなし置くを可とす。又一旦購入したらんには、保存に注意して、其の原價を減ぜし

めざるやう注意すべきなり。諸器具及び衣服等の保護を完からしめんには、保險を附し置くをよしとす。

草木の栽培
家畜の飼養

草木家畜の類は、或は衣食住の需要を充たす爲に、或は快樂を得る爲に、栽培飼養するものにて、其の栽培飼養の方法宜しきを得ば、大に利殖し得べきものなり。故に其の保護を十分にし、繁殖せしむるやうにすべし。

財産目録

此等の一切の財産は、一目して瞭然たるやうに、其の一覽表を製し置き、其の現金ならざるものは、一々時價を記入すべし。且つ之を分類して各、其の明細目録を作り、細大となく記し置き、尙賣買破損の都度之を記入し、或は抹消する様にすべし。

第三節 家計簿記

家計簿記

収入と支出

財政を整理するには、収入支出の豫算を作らざるべからず、収入は大抵定り居りて、必要ありとて、急に之を増すこと能はざるのみならず、収入の道の一時杜絶すること往々これありとす。豫算を作るには、其の収入に應ずるやうにし、其の収入の道が一時杜絶すとも、狼狽せざるやう、多少の餘裕あらしむること必要なり。一家の収入は、主人の俸給・營業の利益・財産の利子等なり。此の中より家族の生活に必須なる衣食住の費用并に租税を見積り、次に教育費、次に家の品位を保つために要する費用、交際等の爲に要する費用等を見積り、尙餘裕あらば、高尚なる快樂の爲に要する費用等を見積りて、此等を合して収入より減じ、尙剩餘ありて貯蓄することを得ば、其の豫算に従つて支出して可なれど、若し辛うじて收支相償ひ、又は多少不足なるときは、最後のものを止め

尙不足ならんには、其の前のものを順次減じて、唯收支相償ふのみならず、餘裕あらしむるやうにし、収入の道の杜絶せしとき、又は臨時の費用を要する時に應ずる準備をなすこと必要なり。

豫算

豫算定らば、其に従つて支出をし、豫算外の支出をせざるやうにし、一箇月の終に小決算をなし、豫算と實際の收支を比較して過去を知つて未來を處する材料にせざるべからず。臨時雇人の費用或は租税等は、毎月之を出すものならざるを以て、毎月決算をなし、且つ一年を上半期、下半期に分つて、決算をせざるべからず。是れ家計簿記の必要なる所以なり。

簿記の目的

家計簿記の目的

豫算と實際の收支とは、常に符合する者にあらずして、支出は多く、豫算と異なり、少しく注意を缺くときは、超過を來たす者なり、故に豫算と實際の支出とを比較して、決算をなすべし。之をするには、帳簿を必要とす、家計簿記の目的は、即ち決算をなして、豫算と實際の收支とを比較するにあり。

効用

効用

(一) 一家の收支は、之を家長に報告し、其の信用を得ざるべからず。而して帳簿なくば、正確に報告すること能はざるべし。
(二) 浪費を省き、節儉をすゝむるを得。蓋し帳簿に記入するときは、其の用途明白に知らるゝを以て、勢浪費をせざるに至る。若し浪費すとも、それを改むる期速なり、又支出常に減ずるときは、興味起りて益、節約をなすに至るべし。
(三) 僅少の金錢も、之を重ざるに至るべし。
(四) 日常を細密なる支出は、到底記憶すること能はず。然れども、記帳してをかば、過去の支出を調査するを得べし。

(五) 次期の豫算を作るに、参照するを得て、便利なり。

出納科目

出納科目

収入諸科目

- 1、諸給(俸給、恩給、手當等)
- 2、惠與金(慰勞金、賞與金、贈與金等)
- 3、營業利金
- 4、利子(貸金或は公債證書)
- 5、配當金
- 6、賃貸料(地所、家屋、器械、衣服等)
- 7、預金
- 8、雜入(下肥、屑屋、收入等)

支出諸科目

1、賄費(家族の飲食費)

- 2、被服費(家族の被服一切に關する費用)
- 3、賃借料(地代、家賃、其の他器具、衣服賃借代)
- 4、修繕費(家屋地所等の修繕に關する費用)
- 5、器具費(諸道具買入の費用)
- 6、圖書費(教育に直接の關係なき圖書の購入費)
- 7、雜品費(消耗品に屬するもの)
- 8、教育費(家族、僕婢其他社會教育に關する一切の費用)
- 9、衛生費(醫藥、診察料、清潔法等に關する一切の費用)
- 10、諸稅(地租、家屋稅、所得稅等)
- 11、小遣費(各入の小遣)
- 12、給金(下女、下男等)
- 13、交際費(贈與、饗應等に關する一切の費用)
- 14、臨時費(臨時の支出)

15、雜費

16、預金

帳簿の種類

帳簿の種類

家計簿記帳に必要な帳簿は、其の完全ならんことを欲せば、幾種も要すれど、別に會計主任を置くの他は、主婦之に當るなり。主婦は他に種々の用事あるを以て、煩雜にするときは、反て粗畧にし、或は放棄して必要な簿記の目的を達すること能はざるに至る。故に單一ならざるべからず。然れば日々記入する帳簿は、日記帳のみにして、之に一切の收支を記入し、月末及び半年毎に、決算の一覽表を作るを以て足れりとす。

新訂家事教程 終

Table with multiple columns and rows, containing faint text and numbers, likely a ledger or index page.

明治三十六年一月日記帳

日	摘要	収入	支出	支出日附	残高	日	摘要	収入	支出	支出日附	残高
		円 厘	円 厘	円 厘	円 厘			円 厘	円 厘	円 厘	円 厘
1	前年度ヨリノ越高	48 312				21	前ヨリ	298 312	279 030	279 030	19 282
”	小遣費 父上へ		5000			”	衛生費 鹽竈カリーホレド		480		
”	全上 頁人へ		15000			”	預金 東都銀行ヨリ引出ス	20000			
”	全上 自分へ		3000	23000	25 312	”	臨時費 伯父病氣見舞ノタメ静岡行旅費		20000	20 480	18 802
3	交際費 新田様へ年玉用繪双紙及カルタ		500			23	諸給 本月份俸給	100000			
”	賄費 林檎十個		450	950	24 362	”	預金 東都銀行へ		100000		
4	圖書費 理想ノ婦人一册		320			”	雑品費 マツチーダース		040	100 040	18 762
”	交際費 カルタ會費用一切		2000	2320	22 042	26	器具費 コツプーダース		1000		
7	被服費 蝶子上草履一足		075			”	教育費 手本一册		040	1 040	17 722
”	雜費 毛糸二オンス		160	235	21 807	28	雜費 ハガキ十枚		150		
9	教育費 習字用罫紙一帖		030			”	衛生費 便所清潔人へ		100	250	17 472
”	全上 蝶子用筆二本		065			31	預金 東都銀行ヨリ小切手ニテ	20000			
”	賄費 玉子十個		300	395	21 412	”	賄費 米屋拂		10000		
11	教育費 蝶子月謝		200	200	21 212	”	全上 牛島屋拂		2870		
13	配當金 東都銀行ヨリ	250 000				”	全上 酒屋拂		1500		
”	預金 東都銀行へ		250 000	250 000	21 212	”	全上 薪炭屋拂		3500		
15	賄費 茶菓子		150	150	21 062	”	圖書費 新聞屋拂		500		
17	修繕費 引窓破損ニ付		1250			”	雜費 車屋拂		11000		
”	器具費 手水鉢用		100	1350	19 712	”	給金 下女二人へ		4500		
19	被服費 父袴仕立代		400				一月決算	438 312	434 710	434 710	3 602
”	教育費 蝶子欠席届用切手		030	430	19 282						
		298 312	279 030	279 030	19 282						

収入を以て之を
足るに欲せ
れを以て之を
欲せ

明治三十六年度

科目 月	收 入							差
	越高	諸給	惠與金	利子	配當金	預金	雜入	
	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘	円 厘
1								
2								
3								
4								
5								
6								
上半期								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
下半期								
年計								
豫算								
超過								
不足								
備								
考								

六十五部樹

科目	金額	金額	金額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			

明治三十三年二月一日
 文部省檢定濟

明治三十三年一月廿一日發行
 明治三十三年七月廿三日發行
 明治三十三年七月廿五日發行
 明治三十三年七月廿七日發行
 明治三十三年七月廿九日發行
 明治三十三年七月三十一日發行
 明治三十三年八月二日發行
 明治三十三年八月四日發行
 明治三十三年八月六日發行
 明治三十三年八月八日發行
 明治三十三年八月十日發行
 明治三十三年八月十二日發行
 明治三十三年八月十四日發行
 明治三十三年八月十六日發行
 明治三十三年八月十八日發行
 明治三十三年八月二十日發行
 明治三十三年八月廿二日發行
 明治三十三年八月廿四日發行
 明治三十三年八月廿六日發行
 明治三十三年八月廿八日發行
 明治三十三年八月三十日發行



販賣所

神田區南乘物町
 九、十番地

明治圖書株式會社

(特電話本局八九二番)
 (電話本局一六四番)

新訂家事教程下卷

(定價金四拾錢)

著者 星 常
 著者 中 島 よ し

發行者 東京市日本橋區大傳馬町二丁目廿二番地
 合資會社 六 盟 館

右代表者 杉 本 七 百 九

印刷者 東京市麴町區內幸町一丁目五番地
 多 田 三 彌

